

松阪市津波避難計画



平成31年3月

松 阪 市

目 次

~~~~~

|                               |           |
|-------------------------------|-----------|
| <b>1. 総則</b> .....            | <b>1</b>  |
| 1-1. 計画の目的 .....              | 1         |
| 1-2. 地域特性 .....               | 1         |
| 1-3. 津波の想定 .....              | 1         |
| 1-4. 計画の修正 .....              | 1         |
| 1-5. 計画の位置づけ .....            | 2         |
| 1-6. 用語の説明 .....              | 3         |
| <b>2. 津波浸水想定区域</b> .....      | <b>4</b>  |
| <b>3. 避難対象地域</b> .....        | <b>9</b>  |
| <b>4. 避難困難地域の抽出</b> .....     | <b>12</b> |
| 4-1. 津波避難困難地域の考え方 .....       | 12        |
| 4-2. 津波避難困難地域の抽出条件 .....      | 13        |
| 4-3. 津波緊急一時避難ビルの現況 .....      | 15        |
| 4-4. 津波避難困難地域の指定 .....        | 17        |
| 4-5. 津波避難困難地域の解消方針 .....      | 17        |
| 4-6. 避難道路狭あい地域の位置づけ及び対策 ..... | 18        |
| (1) 位置づけ .....                | 18        |
| (2) 対策 .....                  | 18        |
| <b>5. 緊急避難場所・避難路等</b> .....   | <b>20</b> |
| 5-1. 指定避難所 .....              | 20        |
| 5-2. 避難目標地点 .....             | 20        |
| 5-3. 津波緊急一時避難ビルの指定 .....      | 21        |
| 5-4. 地区・町別の緊急避難場所の設定 .....    | 22        |
| 5-5. 避難方法 .....               | 28        |
| 5-6. 避難路・避難経路 .....           | 29        |
| (1) 避難路指定の基本的な考え方 .....       | 29        |
| (2) 代表的な避難路等の検討 .....         | 29        |
| (3) 避難経路の設定 .....             | 30        |
| 5-7. 津波避難困難地域への対応 .....       | 32        |
| (1) 五主町への対応 .....             | 32        |
| (2) 高須町への対応 .....             | 34        |
| (3) 松名瀬町への対応 .....            | 36        |

|                               |           |
|-------------------------------|-----------|
| <b>6. 職員の初動体制</b>             | <b>39</b> |
| 6-1. 職員の参集                    | 39        |
| (1) 参集の判断                     | 39        |
| (2) 参集の方法                     | 39        |
| (3) 参集の場所                     | 39        |
| (4) 参集途上での情報収集                | 40        |
| 6-2. 発災直後の緊急初動体制              | 41        |
| (1) 緊急初動体制の立ち上げ               | 41        |
| (2) 初動期に優先すべき活動               | 41        |
| 6-3. 職員の配備体制の基準               | 43        |
| 6-4. 配備体制の伝達                  | 45        |
| <b>7. 避難誘導等に従事する者の安全確保</b>    | <b>45</b> |
| <b>8. 津波情報の収集、伝達</b>          | <b>47</b> |
| 8-1. 気象庁から収集する津波警報・注意報、津波情報   | 47        |
| (1) 津波警報・注意報                  | 47        |
| (2) 津波情報                      | 48        |
| (3) 地震・津波に関する情報の確認及び伝達        | 48        |
| 8-2. 異常現象発見時の情報伝達             | 49        |
| <b>9. 避難指示等の発令</b>            | <b>50</b> |
| 9-1. 避難指示等の発令基準               | 50        |
| 9-2. 避難指示等の内容                 | 50        |
| 9-3. 避難指示等の伝達方法               | 51        |
| 9-4. 津波予報等の伝達                 | 51        |
| <b>10. 津波対策の教育、啓発</b>         | <b>52</b> |
| 10-1. 市民等に対する防災知識の普及と意識啓発     | 52        |
| (1) 啓発の内容                     | 52        |
| (2) 啓発の手法                     | 52        |
| (3) 市民の防災学習の支援                | 54        |
| (4) 要配慮者のための防災教育の推進           | 54        |
| (5) 防災関係機関等と連携した啓発事業の実施       | 54        |
| 10-2. 外国人住民に対する防災啓発           | 54        |
| 10-3. 自主防災組織の育成支援             | 55        |
| (1) 自主防災組織の発足                 | 55        |
| (2) 自主防災組織の育成                 | 55        |
| (3) 自主防災組織の防災活動への支援           | 55        |
| <b>11. 津波避難訓練の実施</b>          | <b>56</b> |
| <b>12. 避難行動要支援者、観光客等の避難支援</b> | <b>58</b> |

|                                     |           |
|-------------------------------------|-----------|
| 12-1. 避難行動要支援者名簿の作成・管理 .....        | 58        |
| (1) 避難行動要支援者の対象範囲 .....             | 59        |
| (2) 避難支援等関係者となる者 .....              | 59        |
| (3) 避難行動要支援者名簿への登録方法 .....          | 59        |
| (4) 避難行動要支援者名簿へ記載する内容 .....         | 60        |
| (5) 避難行動要支援者名簿の適正管理 .....           | 60        |
| 12-2. 地域で声かけ助け合い制度の取り組み .....       | 60        |
| 12-3. 避難行動要支援者名簿の提供 .....           | 61        |
| 12-4. 地域における避難支援体制の構築 .....         | 61        |
| 12-5. 防災上の配慮を要する者が利用する施設の避難対策 ..... | 61        |
| 12-6. 外国人住民及び観光客等に対する配慮 .....       | 61        |
| 12-7. 妊産婦及び乳幼児に対する配慮 .....          | 62        |
| <b>13. 地区津波避難計画の策定にあたって .....</b>   | <b>63</b> |
| 13-1. 地区津波避難計画策定の基本的な考え方 .....      | 63        |
| 13-2. 地区津波避難計画の策定手順 .....           | 63        |
| 13-3. ワークショップにおける検討事項 .....         | 64        |
| (1) 津波の危険性の理解を深める .....             | 64        |
| (2) 津波からいかに避難するかを考える .....          | 66        |
| (3) 避難訓練で検証する .....                 | 67        |
| (4) 今後の津波対策を考えるーアクションプランの検討 .....   | 67        |
| <b>14. 計画策定の経緯等 .....</b>           | <b>69</b> |
| 14-1. 松阪市津波避難対策検討会委員名簿 .....        | 69        |
| 14-2. 検討の経過 .....                   | 69        |

~~~~~

1. 総則

1-1. 計画の目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、ハード・ソフト両面からの総合的な対策の実施による防災・減災の徹底を図ることを目的として、平成 25 年 11 月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改正され、同年 12 月に施行されました。

本法の施行後、本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されました。

県の被害想定によると、本市は県南部に比べ、第 1 波の到達まで比較的時間の猶予があるものの、地域によっては避難場所までの距離が遠く、津波到達までに避難場所へ避難することが難しいケースも想定されます。

本計画は、本市の防災ビジョンである「災害時の人的被害ゼロ」を目指し、地震・津波発生 of 直後から、津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間を対象に、市民の生命と身体 of 安全を確保するために策定することとします。

1-2. 地域特性

本市は、三重県のほぼ中央に位置し、西部一帯が台高山脈、高見山地、紀伊山地からなる山岳地帯、中央部は丘陵地で、東部一帯には伊勢平野が広がり、北部を雲出川、南部を櫛田川が流れています。

本市は東西に長く、市域の約 7 割を森林が占めています。沿岸部では平野が広がり、市街地が形成されています。

1-3. 津波の想定

平成 26 年 3 月には「理論上最大クラスの南海トラフ地震」及び「過去最大クラスの南海トラフ地震」として、三重県が発生頻度による 2 つ of レベルの南海トラフ地震被害想定を発表し、本市の防災対策もその想定に沿った対策を進めます。

1-4. 計画の修正

本計画は、新たに公表される津波浸水想定や、想定津波に関する国・県のシミュレーション結果や検討内容、土地利用状況の変化に応じ、適宜修正を行います。

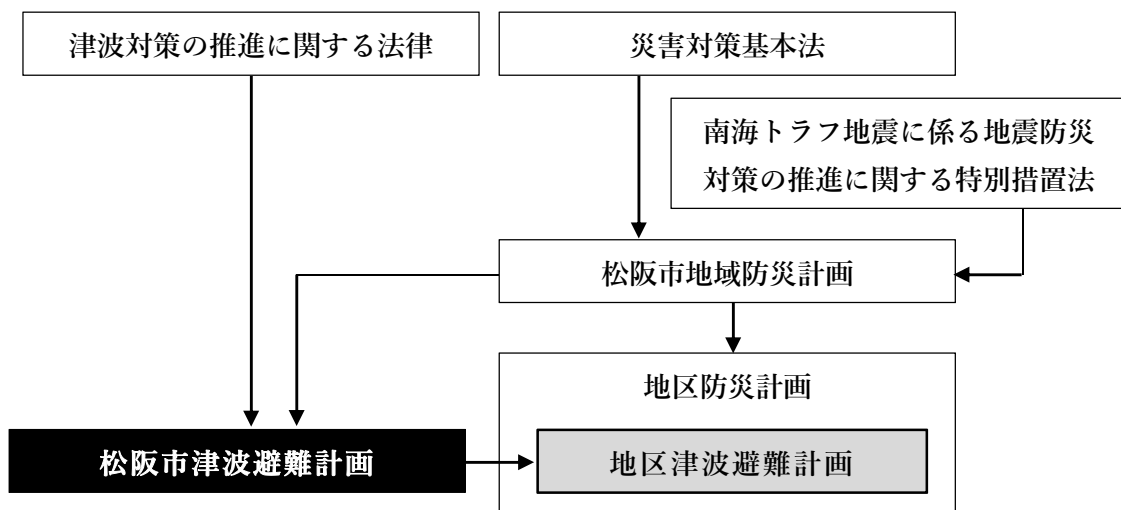
また、高齢化などの社会情勢の変化や地区津波避難計画の策定等に応じて、津波避難対策の見直しが必要な場合においても、適宜修正を行います。

1-5. 計画の位置づけ

本計画は、津波対策の推進に関する法律（平成 23 年法律第 77 号）第 9 条第 2 項「都道府県及び市町村は、津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所、避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項に関する計画を定め、これを公表するよう努めなければならない。」に基づき策定するもので、松阪市地域防災計画を上位計画として、津波避難に関する事項を定めたものです。

本計画は松阪市全体に関わる津波避難計画であり、地区ごとの詳細な津波避難に関する事項は、住民が主体となって策定する地区津波避難計画にて定めます。

図 本計画の位置づけ



1-6. 用語の説明

用 語	定 義	
津波浸水シミュレーション	津波により浸水する区域や水深を的確に再現・予測するためのシミュレーション。津波浸水想定を設定する際に活用されている。	
津波避難シミュレーション	地震発災時から津波到達までの避難状況を予測するためのシミュレーション。本指針において取り扱っているシミュレーション。	
津波浸水想定	最大クラスの津波が悪条件化を前提に発生したときの浸水の区域及び水深	
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき本市が指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定する。	
津波避難困難地域	津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。	
特定避難困難地域	津波の到達時間までに、避難対象地域外、又は避難対象地域内の津波避難ビルに避難することが困難な地域をいう。	
指定避難所	津波からの避難の後、一定期間仮生活を送ることを想定した避難所であり、「松阪市地域防災計画」において本市が指定する避難所のうち、避難対象地域外の施設を指す。	指定避難所、避難目標地点、津波緊急一時避難ビルを総称して「緊急避難場所」と表す。
避難目標地点	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。	
津波緊急一時避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を本市が指定する。	
避難路	比較的幅員が確保できており、避難する場合の代表的な道路。	
避難経路	避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定する。	
津波到達予想時間	地震発災後、津波が海岸部まで到達するまでの時間を指し、原則として津波浸水シミュレーションの結果に基づき設定する。	
避難開始時間	地震発災後、避難開始までの時間を指す。	
避難可能時間	避難開始から津波の到達が予想されるまでの時間をいう。津波到達予想時間、避難開始時間、高台や高層階まで上がるのにかかる時間を基に設定する。	
避難速度	地震発災時に滞在している地点から、避難場所までの避難経路の延長から、避難時間を除して算出した旅行速度をいう。そのため避難時の立ち止まりや迷いなども含めた速度であり、一般的に歩行速度よりも低下する。	
避難可能距離	避難開始時間から津波到達予想時間までに避難することが可能な距離をいう。	
避難行動要支援者	高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する人のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人をいう。	
液状化	緩く堆積し地下水で飽和された砂地盤に対し、地震動が加わることより、砂地盤が液体状の挙動に変化する状態をいう。	

2. 津波浸水想定区域

平成 23 年 3 月 11 日発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、同年 12 月には国の防災基本計画が修正され、津波対策においては、以下の 2 つのレベルを想定することを基本とすることが位置付けられました。

- ・レベル 2：発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ・レベル 1：発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

これらを踏まえ、三重県は「三重県地震被害想定調査結果」（平成 26 年 3 月）を発表し、2 つのレベルの南海トラフ地震被害想定を公表しました。

（1）理論上最大クラスの南海トラフ地震（平成 26 年 3 月）

あらゆる可能性を科学的見地から考慮し、発生する確率は極めて低いものの理論上は起こり得る最大クラスの南海トラフ地震

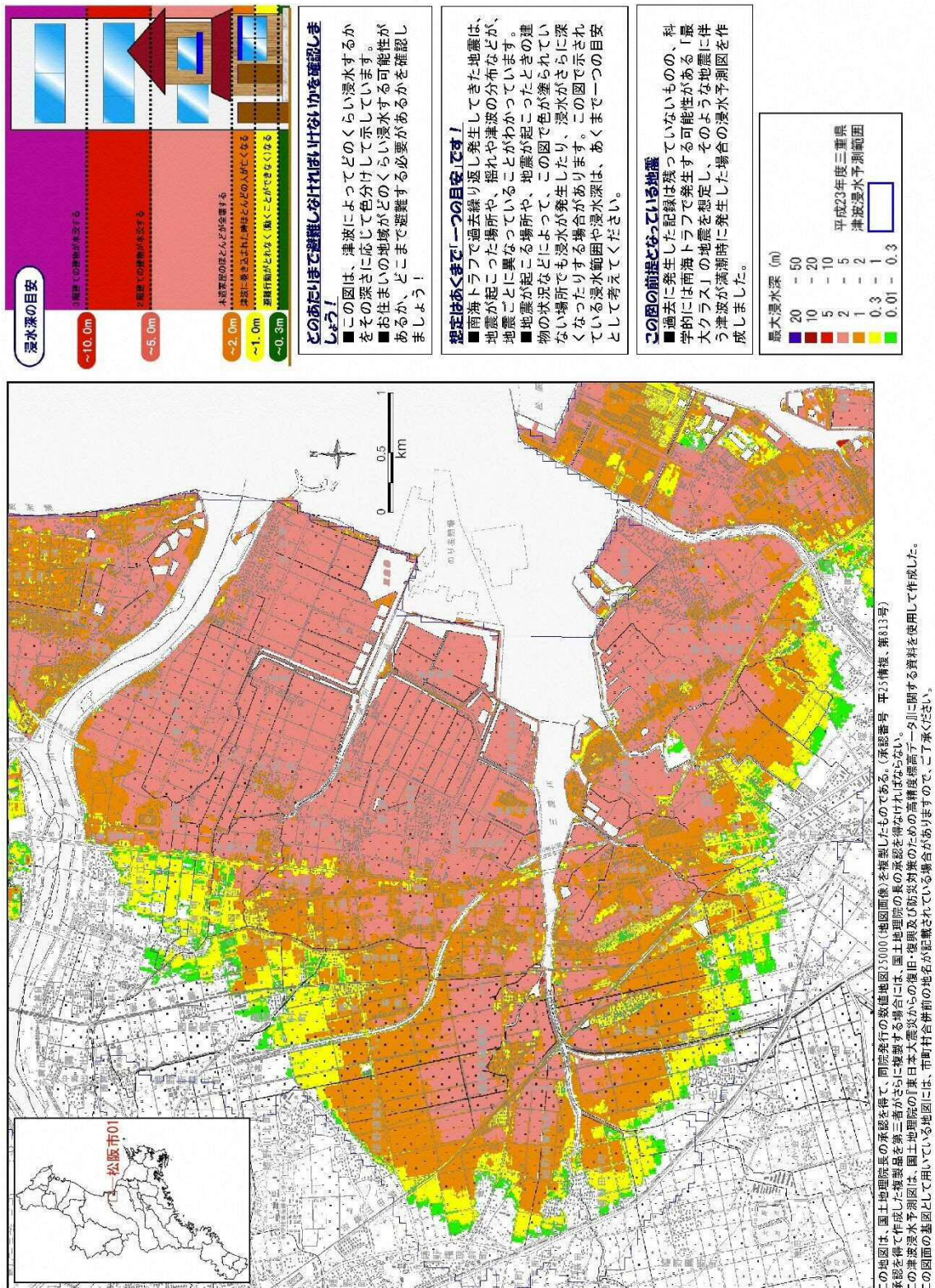
（2）過去最大クラスの南海トラフ地震（平成 26 年 3 月）

過去概ね 100 年から 150 年間隔でこの地域を襲い、揺れと津波により三重県に甚大な被害をもたらしてきた、歴史的にこの地域で起こり得ることが実証されている南海トラフ地震

これらのうち、津波避難困難地域の抽出における被害想定として、津波避難においては最新の知見に基づく最悪の想定を考えるべきであることから、「理論上最大クラスの南海トラフ地震」の想定を用いることとします。

図 津波浸水予測図 松阪市（１）

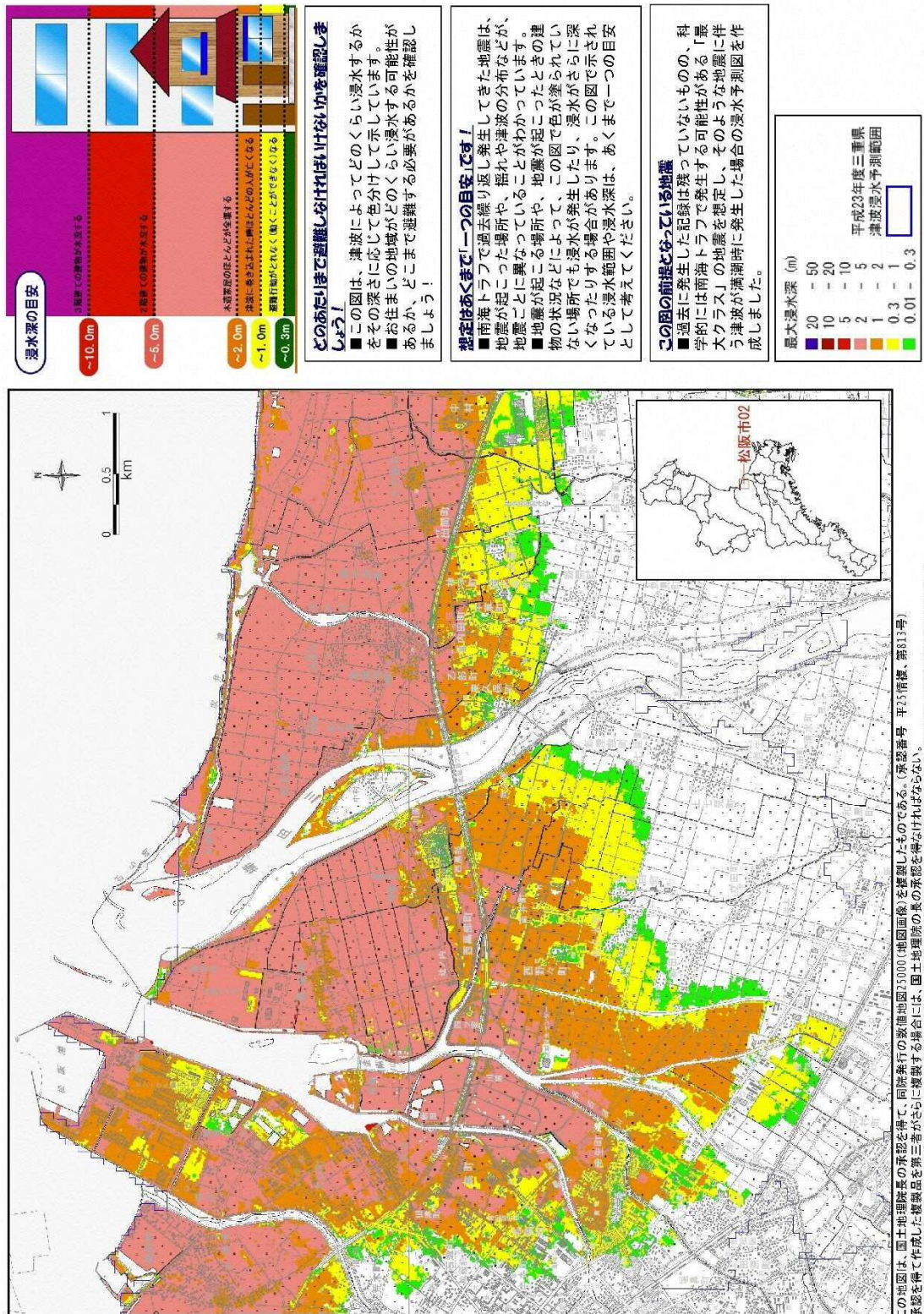
津波浸水予測図 松阪市（１）



（引用：三重県地震被害想定調査結果（平成26年3月））

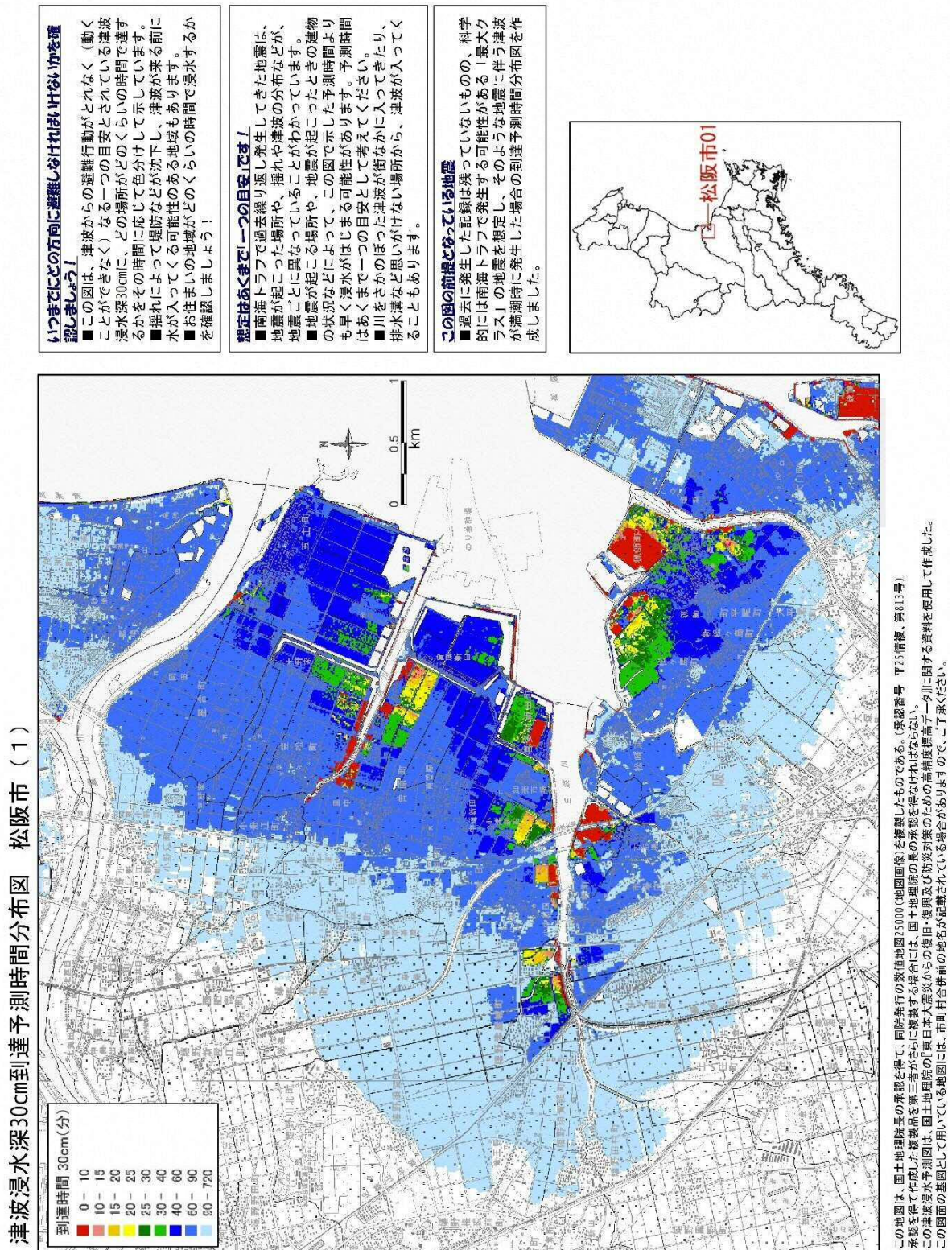
図 津波浸水予測図 松阪市（２）

津波浸水予測図 松阪市（２）



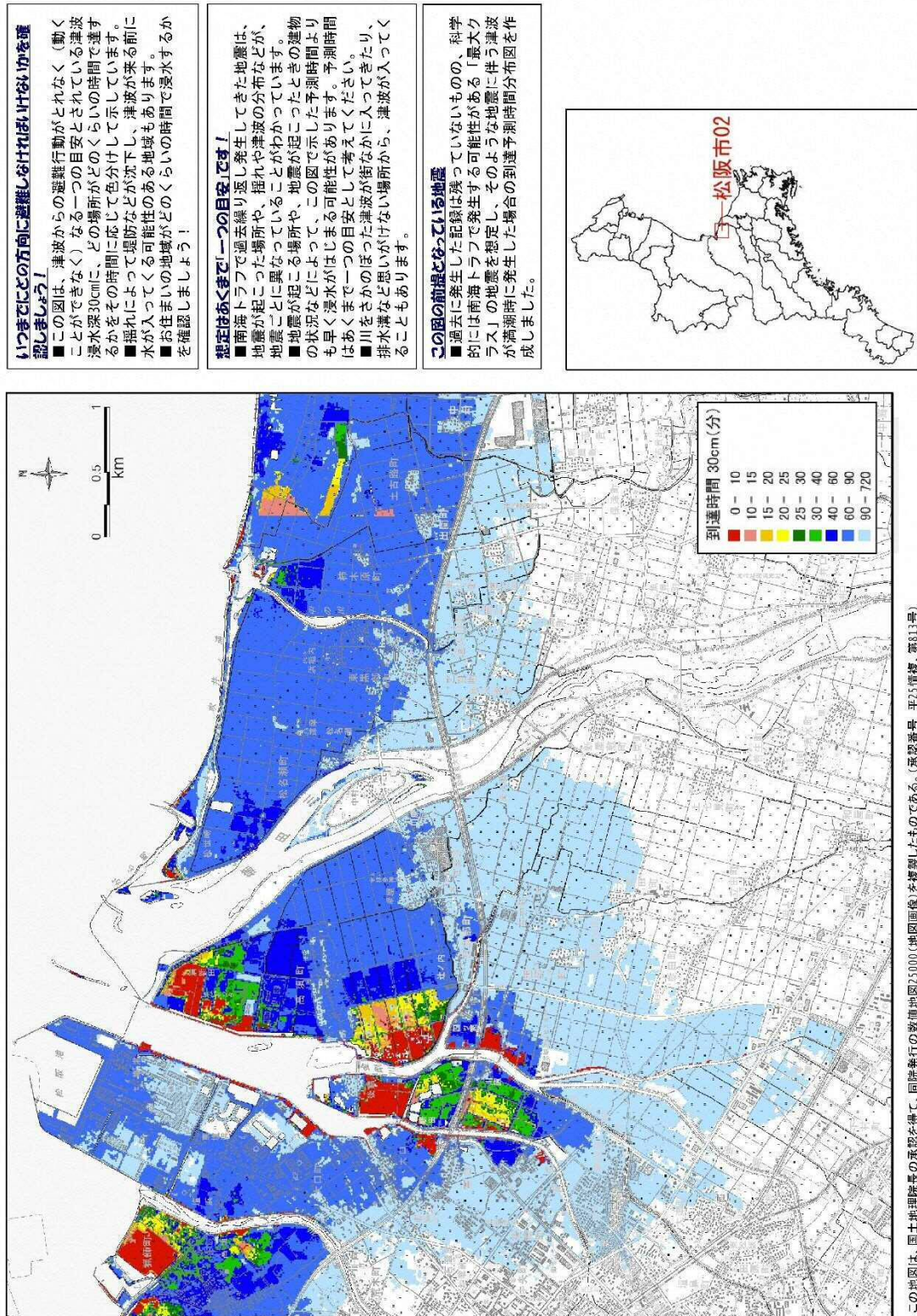
(引用：三重県地震被害想定調査結果（平成26年3月）)

図 津波浸水深 30cm 到達予測時間分布図 松阪市（１）



（引用：三重県地震被害想定調査結果（平成 26 年 3 月））

図 津波浸水深 30cm 到達予測時間分布図 松阪市（2）



（引用：三重県地震被害想定調査結果（平成 26 年 3 月））

3. 避難対象地域

避難対象地域は、津波が発生した場合に被害が予想されるため、避難が必要な地域であり、本市が避難指示（緊急）を発令する対象となる地域です。

本市では理論上最大クラスの南海トラフ地震における津波浸水想定区域を基本に指定します。

また、地域における避難行動要支援者などの避難支援も地域総ぐるみの助け合いが必要であることから、避難対象地域は町単位である程度一体的な区域を指定します。

以上のことから、本市の指定する避難対象地域は以下のとおりです。

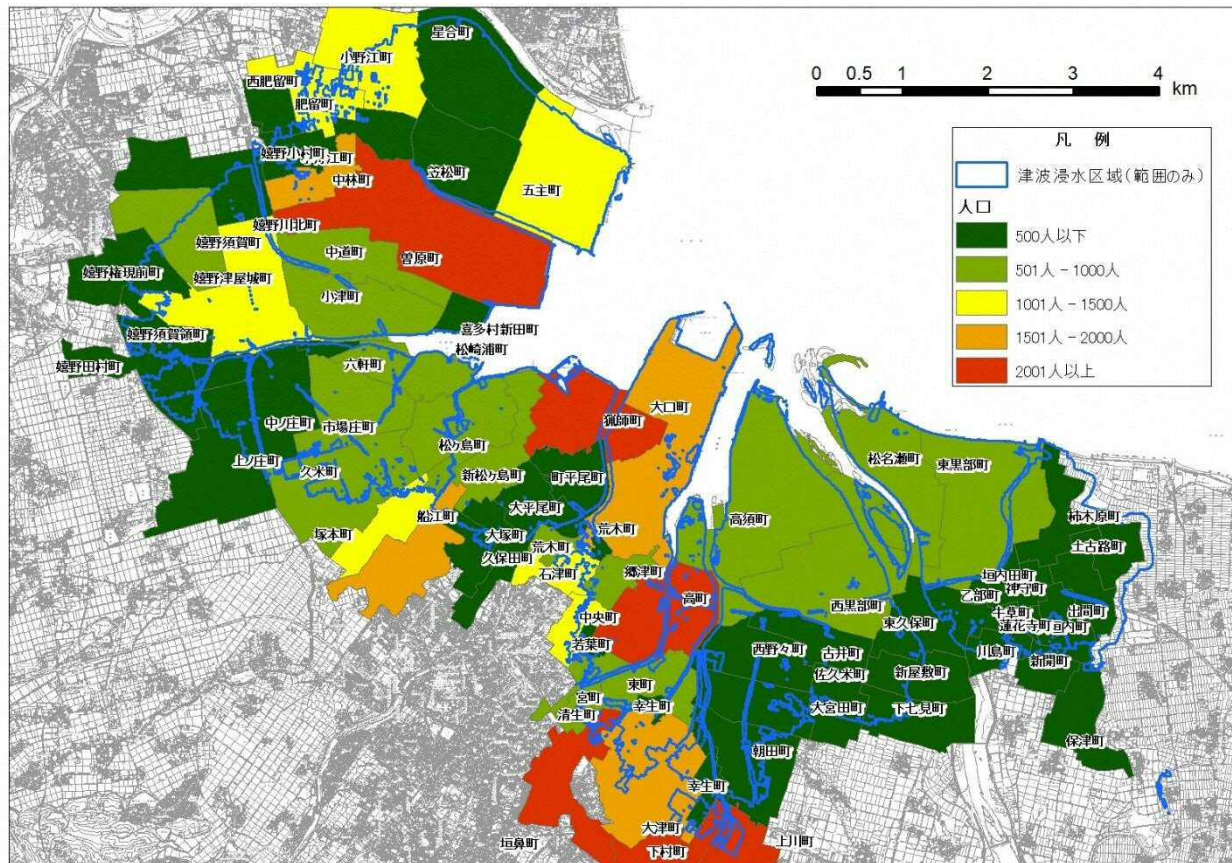
表 避難対象地域の整理（人口データ：平成 27 年国勢調査より）

管内	地区	町名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (ha)
本庁管内	第四地区	石津町	1,408	579	34.7
		荒木町	605	227	20.8
		郷津町	827	374	30.5
		高町	2,073	708	121.3
		若葉町	385	146	8.5
		大口町	1,552	658	219.6
		中央町	1,186	596	30.3
	東地区	東町	852	447	60.2
		宮町	588	285	28.1
		清生町	660	345	14.7
		幸生町	200	75	27.8
		垣鼻町	2,653	1,179	94.5
	神戸地区	大津町	1,892	787	155.9
	徳和地区	下村町	4,181	1,709	322.0
		上川町	2,498	1,033	374.9
	橋西地区	船江町	1,619	661	95.0
		塚本町	1,069	467	53.5
	朝見地区	朝田町	191	69	101.8
		下七見町	172	50	69.6
		新屋敷町	135	41	61.1
		古井町	132	41	54.1
		西野々町	156	44	73.4
		佐久米町	139	45	69.9
		大宮田町	148	50	53.0

管内	地区	町名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (ha)
本庁管内	機殿地区	保津町	231	74	65.7
		新開町	85	24	31.3
		川島町	56	20	29.1
		東久保町	177	58	92.8
	港地区	久保田町	403	152	48.9
		大塚町	408	173	36.4
		大平尾町	346	178	52.1
		新松ヶ島町	650	228	73.4
		町平尾町	320	107	51.7
		獵師町	2,145	802	114.2
	松ヶ崎地区	松崎浦町	604	231	67.5
		松ヶ島町	748	285	98.3
		六軒町	131	49	10.2
	西黒部地区	西黒部町	978	303	197.2
		松名瀬町	579	183	148.0
		高須町	658	179	247.8
	東黒部地区	東黒部町	840	273	194.4
		柿木原町	63	20	54.0
		土古路町	47	18	32.8
		出間町	90	31	49.9
		大垣内町	80	26	41.5
		蓮花寺町	5	1	6.5
		神守町	39	13	21.9
		牛草町	25	11	5.3
		垣内田町	40	13	11.7
		乙部町	26	8	10.3
三雲管内	米ノ庄地区	久米町	956	383	150.5
		市場庄町	988	421	98.0
		中ノ庄町	284	96	107.9
		上ノ庄町	385	124	147.4
	天白地区	曾原町	2,612	963	268.3
		中林町	1,976	658	45.9
		中道町	997	370	81.5
		小津町	731	248	113.6
		喜多村新田町	110	34	21.4

管内	地区	町名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (ha)
三雲管内	鵠地区	小舟江町	332	138	38.9
		笠松町	450	162	105.0
		星合町	312	100	153.9
		五主町	1,029	331	171.7
	小野江地区	小野江町	1,276	496	120.4
		肥留町	1,028	391	71.1
		西肥留町	126	63	31.8
嬉野	豊田地区	嬉野小村町	216	70	38.3
		嬉野川北町	232	77	107.5
		嬉野須賀町	535	179	101.7
		嬉野権現前町	296	100	78.7
	中原地区	嬉野田村町	414	169	76.1
		嬉野須賀領町	439	169	48.7
		嬉野津屋城町	1,166	454	158.4
合計			51,985	20,272	6,304.6

図 避難対象地域の人口



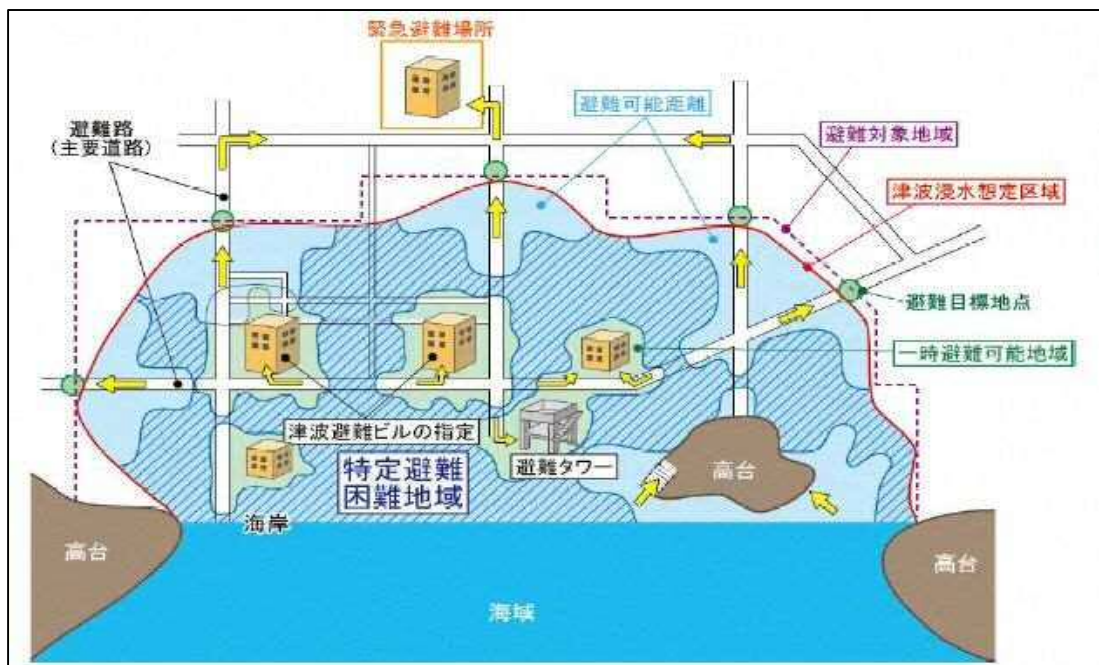
4. 避難困難地域の抽出

4-1. 津波避難困難地域の考え方

理論上最大クラスの南海トラフ地震の津波浸水想定区域を対象に、避難可能時間内に避難対象地域の外側や津波緊急一時避難ビルへ避難が可能な地域を除いた地域を「津波避難困難地域」として抽出します。

なお、本市では津波避難困難地域と呼んでいますが、「津波防災まちづくりの計画策定に係る指針」（平成 25 年 6 月、国土交通省）でいう「特定避難困難地域」の考え方を踏まえたものとして抽出を行います。

〔参考〕津波避難困難地域（特定避難困難地域）抽出イメージ



（引用：津波防災まちづくりの計画策定に係る指針）

4-2. 津波避難困難地域の抽出条件

抽出にあたっての条件設定については、以下のとおりです。

表 津波避難困難地域の抽出条件

条件	設定値等	考え方
対象とする地震	理論上最大クラスの南海トラフ地震	三重県の「平成 25 年度三重県地震被害想定調査結果」を使用します。
避難対象地域	津波浸水想定区域を含む町の全域	
避難対象者及び避難方法	上記対象地域内の居住者とし、徒歩避難	
シミュレーション時間帯	夜間	昼間人口＜夜間人口であり、かつ、昼間人口が多いと想定される松阪駅周辺の市街地や市役所は避難対象地域外に位置することを踏まえました。
人口データ	H27 国勢調査（500m メッシュ又は町丁目データ）	最新データを使用します。
津波到達予想時間	54 分（沿岸部最短） 並びに津波浸水深 30cm 到達時間	前述の地震発生時に沿岸部で想定される 20cm 津波到達時間の最短 54 分を採用します。 さらに、避難行動がとれなくなる一つの目安となる津波浸水深 30cm 到達予測時間分布図では、54 分未満の範囲も見られることから、シミュレーションはしていますが、低地の農地等がほとんどであることから、津波避難困難地域の抽出には影響していません。 ※「津波浸水想定について（解説）」平成 27 年 3 月 31 日公表、三重県
避難開始時間	5 分	地域の実情に応じて地震発生後 2～5 分後に避難開始できるものと想定されています。なお、津波警報等の発表が地震発生後 3 分程度を目標とされていることから、避難準備も含め、地震発生 5 分後には避難を開始するものと想定しています。 ※「津波防災まちづくりの計画策定に係る指針（第 1 版）」平成 25 年 4 月、国土交通省都市局

条件	設定値等	考え方
歩行速度	0.5m/s	歩行速度 1.0m/s と想定することとされていますが、歩行困難者などについては 0.5m/s 程度に低下すると設定されています。 【参考】北海道南西沖地震津波時の年齢階層別平均避難速度 50 歳代：0.68m/s、60 歳代以上：0.58m/s 【参考】東日本大震災津波避難実態調査 平均避難速度：0.62m/s ※ただし、平野部は 0.78m/s、リアス部は 0.53m/s また、平成 24 年 8 月に公表された南海トラフ巨大地震の被害想定では、夜間は昼間の 80%に低下するものとしています。
道路幅員	シミュレーションの対象とはしていません	津波避難困難地域の抽出においては道路幅員を考慮していません。
避難可能距離	歩行速度×（津波到達予想時間－避難開始時間）	避難可能時間と避難時の歩行速度をもとに避難可能距離を設定します。 避難可能距離＝（歩行速度）×（津波到達予想時間－避難開始時間）＝0.5m/s×（54 分－5 分）＝1,470m
液状化	シミュレーションの対象とはしていません	三重県の「平成 25 年度三重県地震被害想定調査結果」における「津波浸水深 30cm 到達時間」を考慮しています。
建物倒壊	シミュレーションの対象とはしていません	
橋梁	耐震補強の施工状況を考慮しています	耐震補強対象橋梁のうち、平成 29 年 12 月時点で耐震補強が行われていない橋梁を考慮しています。

4-3. 津波緊急一時避難ビルの現況

津波緊急一時避難ビルとは、基本的には避難対象地域内の建物であって、津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域からの避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物です。

本市が指定する津波緊急一時避難ビルは以下のとおりです。

表 津波緊急一時避難ビルの整理

(平成 30 年 4 月 1 日時点)

No.	施設名	位置	収容 人数	海拔 (m)	階数 (階)	施設内 避難場所
1	第四小学校（校舎）	松阪市鎌田町 428-4	979	4.5	4	3 階以上
2	鎌田中学校（校舎）	松阪市鎌田町 656	1,004	3.9	3	3 階、屋上
3	朝見小学校（校舎）	松阪市大宮田町 195	471	4.0	3	3 階
4	機殿小学校（校舎）	松阪市六根町 16-1	306	5.6	3	3 階
5	西黒部小学校（校舎）	松阪市西黒部町 713-1	1,119	2.6	3	3 階、屋上
6	港小学校（校舎）	松阪市荒木町 16	877	5.3	4	3 階以上
7	松阪市リサイクルセンター	松阪市町平尾町 351-2	640	1.9	4	3 階以上
8	松ヶ崎小学校（校舎）	松阪市松崎浦町 751-2	868	2.2	3	3 階、屋上
9	東黒部小学校（校舎）	松阪市垣内田町 6-1	1,154	2.3	4	3 階以上、屋上
10	中原小学校（校舎）	松阪市嬉野田村町 44	431	4.0	3	3 階、屋上
11	米ノ庄小学校（校舎）	松阪市市場庄町 20	880	2.8	2	2 階
12	天白小学校（校舎）	松阪市曾原町 774	169	1.6	2	屋上
13	三雲中学校（校舎）	松阪市中道町 345	1,618	1.7	3	3 階、屋上
14	鵠小学校（校舎）	松阪市笠松町 279	949	1.1	3	3 階、屋上
15	小野江小学校（校舎）	松阪市小野江町 355	558	3.8	3	3 階、屋上
16	医療法人まとかた（大西病院）	松阪市東黒部町 835	500	1.6	4	3 階以上、屋上
17	東部カントリーエレベーター	松阪市西黒部町 3802	340	0.9	3	2 階以上
18	丸亀ビル	松阪市高町 450-1	700	2.0	6	3 階以上、屋上
19	アビタ松阪三雲店	松阪市市場庄町 1266-1	22,630	1.6	4	立体駐車場 3 階、屋上
20	JA 一志東部旧米ノ庄支店	松阪市中ノ庄町 121	119	2.9	2	2 階
21	亀井ビル	松阪市中道町 653	270	0.9	3	3 階以上
22	クリーニング米若本社	松阪市曾原町 478	523	2.7	4	屋上
23	JA 一志東部旧小野江支店	松阪市小野江町 359-1	105	3.6	2	2 階
24	松阪ショッピングセンター マーム	松阪市船江町 1392-3	9,500	4.5	3	屋上駐車場

No.	施設名	位置	収容 人数	海拔 (m)	階数 (階)	施設内 避難場所
25	国土交通省紀勢国道事務所	松阪市鎌田町 144-6	100	5.9	3	3 階
26	恩賜財団済生会松阪総合病院	松阪市朝日町 1 区 15-6	1,770	4.3	7	3 階以上、屋上
27	イオンモール明和	多気郡明和町中村 1223	19,700	3.5	2	屋上駐車場
28	フレックスホテル	松阪市中央町 36-18	1,500	3.6	8	3 階以上
29	ホテル ザ・グランコート松阪	松阪市宮町 238-2	165	3.4	6	3 階以上
30	ホテル AU 松阪	松阪市京町 1 区 28-2	690	3.7	15	2 階以上、屋上
31	エースイン・松阪	松阪市京町 516-1	520	5.4	12	3 階以上
32	松和自動車学校	松阪市大口町 1624-1	801	2.1	4	3 階以上、屋上
33	マンション「アンジュ」	松阪市市場庄町 1145	73	1.0	3	3 階
34	マンション「アンジュV」	松阪市市場庄町 1144	161	1.0	8	3 階以上
35	マンション「エスポワール M」	松阪市郷津町 26-1	112	1.1	4	3 階以上
36	マンション「エスポワール M II」	松阪市郷津町 26-1	102	1.4	4	3 階以上
37	マンション「M's コルテ」	松阪市大口町 1-12	12	2.5	3	2 階以上
38	マンション「シャンティーク」	松阪市塚本町 174-1	254	2.9	8	2 階以上
39	マンション「フェリーチェ」	松阪市荒木町 73-2	123	4.5	5	2 階以上
40	マンション「メルベージュ」	松阪市中央町 511-1	71	3.0	3	2 階以上
41	マンション「メルベージュ II」	松阪市中央町 497-1	42	3.2	3	2 階以上
42	株式会社大戸鋼材センター	松阪市大口町 608	100	1.5	3	屋上
43	松阪商工会議所	松阪市若葉町 161-2	493	3.1	3	3 階廊下、屋上
44	松阪浄化センター	松阪市高須町 3922	250	2.6	3	2 階、3 階、 屋上

※松阪浄化センターは、平成 30 年 3 月に指定しています。

これらの他に、南勢バイパスへの緊急避難階段や中勢バイパスへの緊急避難スロープ等についても緊急避難場所として設定します。

4-4. 津波避難困難地域の指定

津波避難困難地域の抽出条件と津波緊急一時避難ビルの現況から、抽出した本市の津波避難困難地域は以下のとおりです。

表 津波避難困難地域の整理（人口メッシュデータ：平成 27 年国勢調査より）

管内	地区	津波避難困難地域	人口（人）
本庁管内	西黒部地区	松名瀬町の一部	59
		高須町の一部	184
三雲管内	鵠地区	五主町の一部	786
合計			1,029

※津波避難困難地域の抽出は、平成 30 年 2 月に策定した「松阪市津波避難対策基本方針」に基づくものであり、平成 30 年 3 月に津波緊急一時避難ビルに指定した松阪浄化センターは抽出の条件に入っていません。

4-5. 津波避難困難地域の解消方針

津波避難困難地域の解消に向け、本市で取り組む避難対策の方針は以下のとおりです。まずは既存施設を活用した避難対策（津波緊急一時避難ビルの指定）を優先し、それでも解消が困難な地域に対しては、津波避難施設の整備を行います。

方針 1. 既存施設を活用した津波緊急一時避難ビルの指定

これまでに指定をしていないが、優先的に活用できると考えられる施設（賃貸住宅なども含む）の有無を調査し、適切な施設があれば、施設管理者等と協議の上、津波緊急一時避難ビルとして指定します。

方針 2. 津波避難タワーなどの津波避難施設の整備

津波避難困難地域の解消に向けて、津波避難タワーなどの津波避難施設の整備を行います。施設整備に向けて、本市と地域の役割を整理した上で、施設整備に着手します。

施設整備は、津波避難困難地域を対象としますが、方針 1 で示した津波緊急一時避難ビルの指定や、地域における避難対策の状況等を勘案したうえで精査し、施設規模や形状などと合わせて確定していきます。

4-6. 避難道路狭あい地域の位置づけ及び対策

(1) 位置づけ

沿岸部には幅員の狭い道路が多くありますが、実際には障害物を避けながらも幅員の狭い道路を通して避難する必要が生じます。そのため、津波避難困難地域においては道路幅員を考慮せずに抽出を行いました。

ただし、道路幅員を3m以上とする条件で別途シミュレーションをしたところ、避難可能距離としては十分であるものの、道路幅員3m未満の道路が多い地域では、避難困難となる地域が抽出されました。これらの地域は津波避難困難地域ではなく、避難路へ出ることが困難である地域であることから、「避難道路狭あい地域」として位置づけました。

本市の避難道路狭あい地域は以下のとおりです。

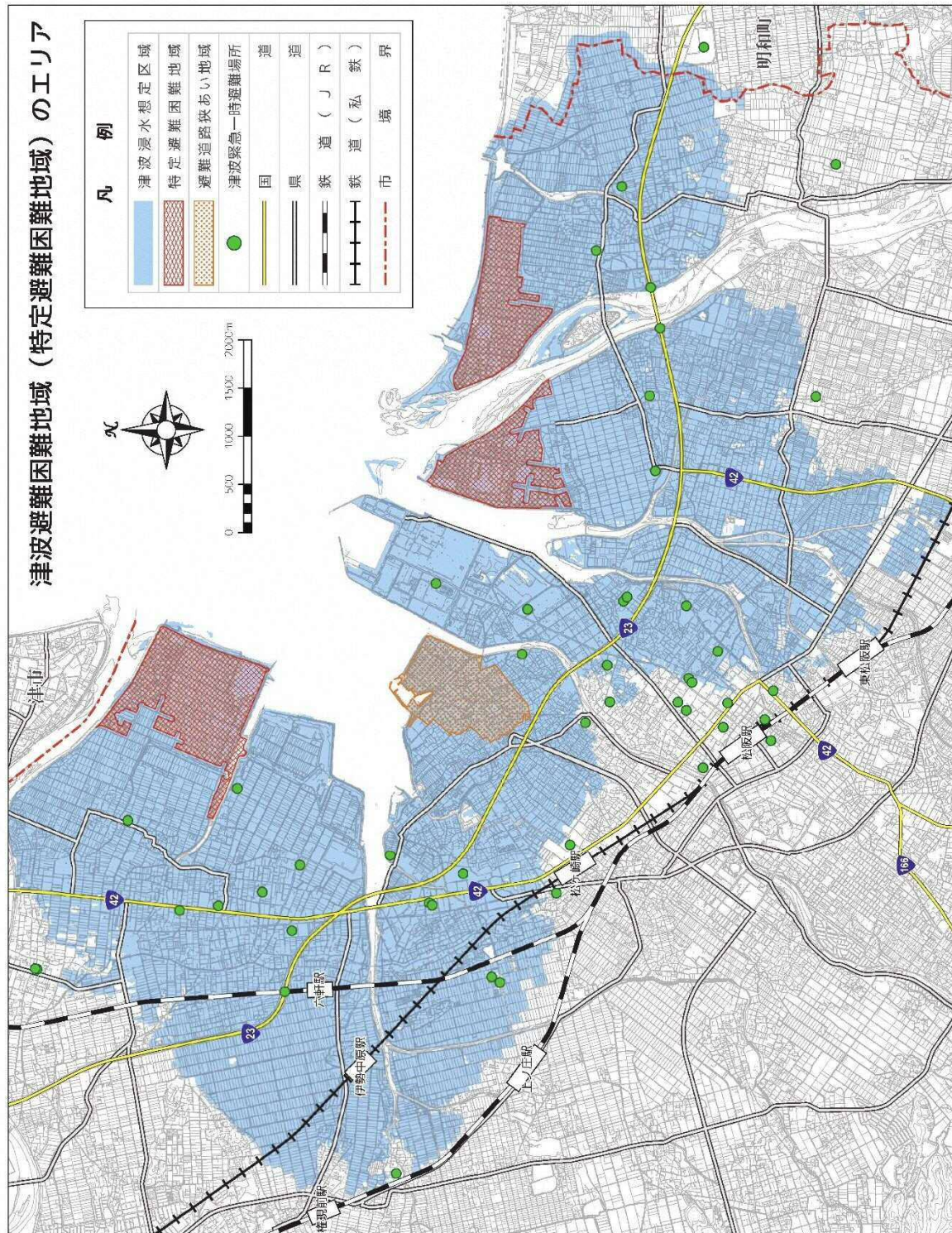
表 避難道路狭あい地域の整理（人口データ：平成27年国勢調査より）

管内	地区	町名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (ha)
本庁管内	港地区	町平尾町	320	107	51.7
		狹師町	2,145	802	114.2
合計			2,465	909	165.9

(2) 対策

避難道路狭あい地域では、特に建築物の倒壊により道路が閉塞するおそれがあることから、耐震化施策やブロック塀対策についての取り組みが必要です。また、これらの施策だけで解消に向かうことは困難であることから、津波避難施設の整備についても検討が必要です。

図 津波避難困難地域等のエリア



※津波避難困難地域の抽出は、平成 30 年 2 月に策定した「松阪市津波避難対策基本方針」に基づくものであり、平成 30 年 3 月に津波緊急一時避難ビルに指定した松阪浄化センターは抽出の条件に入っていません。

5. 緊急避難場所・避難路等

5-1. 指定避難所

指定避難所は、津波からの避難の後、一定期間仮生活を送ることを想定した避難所であり、「松阪市地域防災計画」において本市が指定する避難所のうち、避難対象地域外の施設を指します。

避難所の指定基準	・多数の被災者等の出入りに適した出入口があり、多数の被災者等の受入れに必要となるトイレや水道等の設備を有すること。 ・車両その他運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所。 ・一定量の備蓄資機材等の保管ができる場所を確保できること。 ・本庁管内については、各地区市民センター、小中学校・高等学校等体育館及びそれに準ずる施設を基本的な指定避難所とする。 ・地域振興局管内は小中学校等体育館及びそれに準ずる施設のほか、各地区に点在する公共施設等のうち、上記の基準に適合する施設とする。
----------	---

5-2. 避難目標地点

避難目標地点とは、津波の危険から生命の安全を確保するために避難の目標とする地点であり、基本的には、自主防災組織、住民等が避難対象地域の外に定める場所です。

消防庁の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（平成 25 年 3 月）」によると、以下のような安全性の確保が必要です。

避難目標地点の安全性の確保	・避難対象地域から外れていること。 ・袋小路となっていないこと。また、背後に階段等の避難路等がない急傾斜地や崖地付近は避けること。 ・避難目標地点に到達後、指定された緊急避難場所へ向かって避難できるような避難路等が確保されていることが望ましい。
---------------	--

（引用：消防庁 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書）

基本的に避難目標地点には、夜間照明、情報機器（伝達・収集）、食料等は備わっていないため、避難者に対しては、避難の際には懐中電灯やラジオ等非常持ち出し袋の携帯を呼びかけるとともに、必要な情報等を得るためにも指定避難所への避難を誘導する必要があります。

5-3. 津波緊急一時避難ビルの指定

津波緊急一時避難ビルは、市民の生命・身体を守るため、地震発生から浸水が解消し、地上を安全に歩行できるまでの期間、緊急的・一時的に高所に避難するための人工構造物です。

津波緊急一時避難ビルは、昭和 56 年の新耐震設計基準対応後に建設され、平成 24 年 4 月に策定した「松阪市津波緊急一時避難ビル指定ガイドライン」による以下の要件を満たす建物としています。

指定にあたっては、地域住民、施設管理者の間で合意が得られた後、津波緊急一時避難ビルに関する協定を締結し、指定を行い、その後、施設に津波緊急一時避難ビルに指定されている事を示すピクトグラム（絵文字）を掲示します。

位置的要件	・平成 18 年 3 月に作成した「津波ハザードマップ」及び平成 24 年 3 月に三重県より公表された「津波浸水予測図（津波ハザードマップ）」の津波浸水予測区域内及びこの区域付近の建物
構造的要件	・原則として、昭和 56 年に施行された新耐震設計基準対応後に建設された建物 ・3 階以上の RC（鉄筋コンクリート造）又は SRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）、S（鉄骨造）の建物を基本とする。 ・津波浸水状況、地域の状況等によっては、2 階以上の RC、SRC の建物も対象とする。（外部階段やベランダが利用可であれば望ましい。） ・収容人数は約 1.0 m²/人で算出

5-4. 地区・町別の緊急避難場所の設定

地区・町別の緊急避難場所を以下のように設定します。ただし、これは人口に対する緊急避難場所の収容人数を検証するために設定したものであり、設定された緊急避難場所以外へ避難することを妨げるものではありません。

なお、津波浸水深 30cm 到達予測時間分布図のうち、到達時間が 90 分以降の町については原則として浸水想定区域外への避難としています。

表 地区・町別の緊急避難場所の設定

管内	地区	町名	人口	緊急避難場所の 名称	収容可 能人数	地域からの 避難人数	避難人数 の合計	人口－(マ付ス) 避難人数の合計
本 庁 管 内	第 四 地 区	石津町	1,408	浸水想定区域外 への避難	—	1,408	1,408	0
		荒木町	605	浸水想定区域外 への避難	—	605	605	0
		郷津町	827	浸水想定区域外 への避難	—	827	827	0
		高町	2,073	丸亀ビル	(700)	700	2,073	0
				松阪商工会議所	(493)	493		
				鎌田中学校（校 舎）（浸水区域外）	(1,004)	702		
				フレックスホテル（浸水区域外）	(1,500)	178		
				ホテル ザ・グラ ンコート松阪（浸 水区域外）	(165)	0		
				ホテル AU 松阪 （浸水区域外）	(690)	0		
		若葉町	385	浸水想定区域外 への避難	—	385	385	0
		大口町	1,552	松和自動車学校	(801)	801	1,552	0
				株式会社大戸鋼 材センター	(100)	100		
				マンション「エス ポワール M」	(112)	112		
				マンション「エス ポワール M II」	(102)	102		
				マンション 「M's コルテ」	(12)	12		
				マンション 「フェリーチェ」 （浸水区域外）	(123)	123		
				鎌田中学校（校 舎）（浸水区域外）	(1,004)	302		
				第四小学校（校 舎）（浸水区域外）	(979)	0		
		中央町	1,186	浸水想定区域外 への避難	—	1,186	1,186	0

管内	地区	町名	人口	緊急避難場所の 名称	収容可 能人数	地域からの 避難人数	避難人数 の合計	人口－(マツス) 避難人数の合計
本 庁 管 内	東 地 区	東町	852	浸水想定区域外 への避難	—	852	852	0
		宮町	588	浸水想定区域外 への避難	—	588	588	0
		清生町	660	浸水想定区域外 への避難	—	660	660	0
		幸生町	200	浸水想定区域外 への避難	—	200	200	0
		垣鼻町	2,653	浸水想定区域外 への避難	—	2,653	2,653	0
	神戸 地区	大津町	1,892	浸水想定区域外 への避難	—	1,892	1,892	0
	徳和 地区	下村町	4,181	浸水想定区域外 への避難	—	4,181	4,181	0
		上川町	2,498	浸水想定区域外 への避難	—	2,498	2,498	0
	橋西 地区	船江町	1,619	浸水想定区域外 への避難	—	1,619	1,619	0
		塚本町	1,069	浸水想定区域外 への避難	—	1,069	1,069	0
	朝 見 地 区	朝田町	191	浸水想定区域外 への避難	—	191	191	0
		下七見町	172	浸水想定区域外 への避難	—	172	172	0
		新屋敷町	135	浸水想定区域外 への避難	—	135	135	0
		古井町	132	朝見小学校(校 舎)(浸水区域外)	(471)	132	132	0
		西野々町	156	朝見小学校(校 舎)(浸水区域外)	(471)	156	156	0
		佐久米町	139	朝見小学校(校 舎)(浸水区域外)	(471)	139	139	0
		大宮田町	148	浸水想定区域外 への避難	—	148	148	0
	機 殿 地 区	保津町	231	浸水想定区域外 への避難	—	231	231	0
		新開町	85	浸水想定区域外 への避難	—	85	85	0
		川島町	56	浸水想定区域外 への避難	—	56	56	0
		東久保町	177	浸水想定区域外 への避難	—	177	177	0
	港 地 区	久保田町	403	浸水想定区域外 への避難	—	403	403	0
		大塚町	408	浸水想定区域外 への避難	—	408	408	0

管内	地区	町名	人口	緊急避難場所の 名称	収容可 能人数	地域からの 避難人数	避難人数 の合計	人口－(マツス) 避難人数の合計
本 庁 管 内	湊 地 区	大平尾町	346	松阪ショッピング センター マーム (浸水区域外)	(9,500)	346	346	0
		新松ヶ島町	650	松阪ショッピング センター マーム (浸水区域外)	(9,500)	650	650	0
		町平尾町	320	松阪ショッピング センター マーム (浸水区域外)	(9,500)	320	320	0
		狛師町	2,145	松阪リサイクル センター	(640)	640	2,145	0
				港小学校(校舎) (浸水区域外)	(877)	877		
				松阪ショッピング センター マーム (浸水区域外)	(9,500)	628		
	松 ヶ 崎 地 区	松崎浦町	604	松崎小学校(校 舎)	(868)	459	604	0
				アビタ松阪三雲 店	(22,630)	145		
				マンション 「アンジュー」	(73)	0		
				マンション 「アンジューV」	(161)	0		
		松ヶ島町	748	アビタ松阪三雲 店	(22,630)	374	748	0
				松阪ショッピング センター マーム (浸水区域外)	(9,500)	374		
	西 黒 部 地 区	六軒町	131	米ノ庄小学校(校 舎)	(880)	131	131	0
		西黒部町	978	朝見小学校(校 舎)(浸水区域外)	(471)	44	978	0
				西黒部小学校(校 舎)	(1,119)	834		
				東部カントリー エレベーター	(340)	100		
		高須町	658	津波避難困難地 域(松阪浄化セン ター)	(250)	184	658	0
				西黒部小学校(校 舎)	(1,119)	285		
				東部カントリー エレベーター	(340)	189		

管内	地区	町名	人口	緊急避難場所の 名称	収容可 能人数	地域からの 避難人数	避難人数 の合計	人口－(マツス) 避難人数の合計
本 庁 管 内	西黒部地区	松名瀬町	579	医療法人まとかた（大西病院）	(500)	100	520	59
				緊急避難階段（南勢 RP）	(500)	420		
				津波避難困難地域	—	—		
	東黒部地区	東黒部町	840	東黒部小学校（校舎）	(1,154)	440	840	0
				医療法人まとかた（大西病院）	(500)	400		
		柿木原町	63	東黒部小学校（校舎）	(1,154)	63	63	0
				イオンモール明和	(19,700)	80	80	
		土古路町	47	イオンモール明和	(19,700)	47	47	0
		出間町	90	イオンモール明和	(19,700)	90	90	0
		大垣内町	80	イオンモール明和	(19,700)	80	80	0
		蓮花寺町	5	イオンモール明和	(19,700)	5	5	0
		神守町	39	イオンモール明和	(19,700)	39	39	0
		牛草町	25	イオンモール明和	(19,700)	25	25	0
		垣内田町	40	東黒部小学校（校舎）	(1,154)	40	40	0
		乙部町	26	緊急避難階段（南勢 RP）	(500)	26	26	0
三 雲 管 内	米ノ庄地区	久米町	956	マンション「シャントイーグ」(浸水区域外)	(254)	254	956	0
				松阪ショッピングセンター マーム (浸水区域外)	(9,500)	702		
		市場庄町	988	米ノ庄小学校（校舎）	(880)	465	988	0
				アビタ松阪三雲店	(22,630)	523		
		中ノ庄町	284	米ノ庄小学校（校舎）	(880)	284	284	0
		上ノ庄町	385	浸水想定区域外の避難	—	385	385	0

松阪市津波避難計画

管内	地区	町名	人口	緊急避難場所の 名称	収容可 能人数	地域からの 避難人数	避難人数 の合計	人口－(マックス) 避難人数の合計
三 雲 管 内	天 白 地 区	曾原町	2,612	松阪市ハートフルみくも	(400)	125	2,612	0
				北部学校給食センター	(104)	0		
				天白小学校（校舎）	(169)	169		
				三雲地域振興局	(450)	450		
				三雲中学校（校舎）	(1,618)	477		
				クリーニング米若 本社	(523)	423		
				浸水想定区域外への避難	—	968		
	天 白 地 区	中林町	1,976	浸水想定区域外への避難	—	1,976	1,976	0
		中道町	997	三雲中学校（校舎）	(1,618)	510	997	0
				北部学校給食センター	(104)	104		
				スロープ（中勢BP）	(200)	100		
				浸水想定区域外への避難	—	283		
		小津町	731	スロープ（中勢BP）	(200)	100	731	0
				三雲中学校（校舎）	(1,618)	631		
				亀井ビル	(270)	0		
		喜多村新田町	110	亀井ビル	(270)	110	110	0
	鵺 地 区	小舟江町	332	浸水想定区域外への避難	—	332	332	0
		笠松町	450	クリーニング米若 本社	(523)	100	450	0
				鵺小学校（校舎）	(949)	350		
				浸水想定区域外への避難	—	0		
		星合町	312	鵺小学校（校舎）	(949)	312	312	0
				浸水想定区域外への避難	—	0		
		五主町	1,029	鵺小学校（校舎）	(949)	243	243	786
				津波避難困難地域	—	—		

管内	地区	町名	人口	緊急避難場所の 名称	収容可 能人数	地域からの 避難人数	避難人数 の合計	人口－(マ付ス) 避難人数の合計
三雲管内	小野江地区	肥留町	1,028	浸水想定区域外 への避難	—	1,028	1,028	0
		西肥留町	126	浸水想定区域外 への避難	—	126	126	0
		小野江町	1,276	浸水想定区域外 への避難	—	1,276	1,276	0
嬉野管内	豊田地区	嬉野小村町	216	浸水想定区域外 への避難	—	216	216	0
		嬉野川北町	232	浸水想定区域外 への避難	—	232	232	0
		嬉野須賀町	535	浸水想定区域外 への避難	—	535	535	0
		嬉野権現前町	296	浸水想定区域外 への避難	—	296	296	0
	中原地区	嬉野田村町	414	浸水想定区域外 への避難	—	414	414	0
		嬉野須賀領町	439	浸水想定区域外 への避難	—	439	439	0
		嬉野津屋城町	1,166	浸水想定区域外 への避難	—	1,166	1,166	0
合 計			51,985	—	—	51,140	51,842	845

5-5. 避難方法

避難の方法は、原則として徒歩によるものとします。

避難にあたって自動車等を利用することは中央防災会議「津波避難対策検討ワーキンググループ」の報告（平成 24 年 7 月）でも指摘があるように、渋滞による救助車両の通行障害や交通事故などの危険性があります。

〔参考〕自動車等による避難に対する懸念事項

- ・家屋の倒壊、落下物等により円滑な避難ができないおそれが高いこと。
- ・多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等のおそれが高いこと。
- ・自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれの高いこと。

（引用：消防庁 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書）

一方で、避難行動要支援者の避難など、やむを得ず自動車による避難を検討せざるを得ないケースも想定されるため、その場合は地域で十分な検討を重ね、自動車で避難する者を限定するなど、危険を軽減する方法をあらかじめ検討し、訓練を重ねておく必要があります。なお、検討にあたっては、地区津波避難計画の作成に合わせて行います。

▶避難の方法は、原則として徒歩

5-6. 避難路・避難経路

(1) 避難路指定の基本的な考え方

消防庁の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（平成 25 年 3 月）」によると、一定の安全性や機能性が確保されている道路を避難路として指定するよう努めることとされています。

本市では、緊急避難場所へ避難する上で優先度の高い道路を避難路として指定することにより市民の避難経路の選定に資するとともに、避難誘導看板等の設置を優先的に行うなど、津波避難対策における施策の効果的な展開を図ります。

なお、避難路の指定については、地区津波避難計画の策定などを通じて、地域ごとに検討された避難経路の設定との整合を図り、地域の実情に沿って適宜見直していくものとしします。

(2) 代表的な避難路等の検討

代表的な避難路として考えられる道路を次頁の図に示します。本市では、基本的に以下のような安全性や機能性が確保される道路を「代表的な避難路」とします。

これは地区・町別の緊急避難場所を考慮し、幅員 3m 以上の道路を対象としています。また、下記③に関連して、地域特性上、海岸・河川沿い以外の道路を代表的な避難路として指定することが困難な場合に、海岸・河川沿いの道路を設定していますが、堤防の耐震性能上、確実に安全性が確保されるとはいえないことから、「補助的な避難路」としています。

安全性の確保	①山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮しながら幅員が広いこと。特に観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあっては、十分な幅員が確保されていること。 ②橋長 15m 以上の橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。やむを得ず耐震性が確保されていない橋梁を避難路とする場合にはその危険性を周知する。 ③海岸・河川沿いの道路は、原則として避難路としない。やむを得ず避難路とする場合には、その危険性を周知する。 ④避難路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように指定する（海岸方向にある緊急避難場所へ向かっての避難をするような避難路の指定は原則として行わない）。ただし、海岸方向に高台があり、避難行動要支援者が避難する場合など、やむを得ず海岸方向へ避難することもある。 ⑤避難途中での津波の来襲に対応するために、避難路に面して津波緊急一時避難ビルが指定されていることが望ましい。
--------	--

	⑥家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を指定することが望ましい。
機能性の確保	⑦円滑な避難ができるよう、避難誘導標識や海拔表示プレートが設置されていること。 ⑧夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。 ⑨階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。

(3) 避難経路の設定

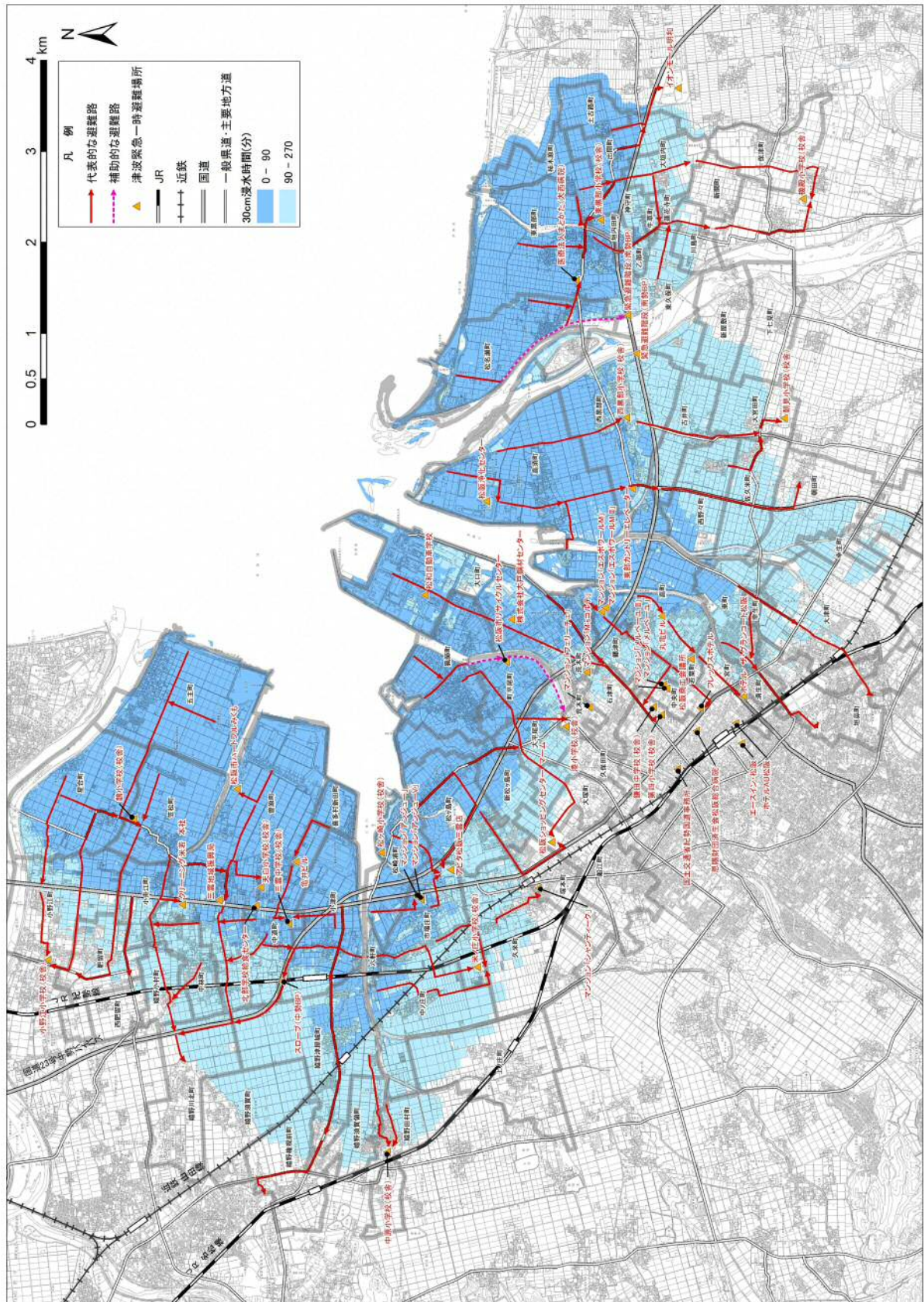
避難経路は、住民一人ひとりが自宅から避難場所への経路を考えて設定するものです。そのため、代表的な避難路に出るまでの避難経路については、各個人もしくは地域ごとに安全な避難経路を複数検討しておくことが重要です。

避難経路の設定については、消防庁の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」(平成 25 年 3 月)によると、住民等は、安全性の高い避難経路を設定することとし、以下のような安全性が確保される道路を設定することが望ましいとされています。

安全性の確保	・山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。 ・最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること。 ・複数の迂回路が確保されていること。 ・海岸、河川沿いの道路は、原則として避難経路としない。 ・避難途中での津波の来襲に対応するために、避難経路に面して津波緊急一時避難ビルが指定されていることが望ましい。 ・階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。
--------	---

(引用：消防庁 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書)

図 代表的な避難路として考えられる道路



※詳細な避難経路の設定については、地区津波避難計画の策定に合わせて行うものとします。

5-7. 津波避難困難地域への対応

津波避難困難地域である「五主町」「高須町」「松名瀬町」については、まずは既存施設を活用した避難対策（津波緊急一時避難ビルの指定）を優先し、それにおいても解消が困難な地域に対して津波避難施設の整備を行うものとします。

（１）五主町への対応

①対応方針

五主町では、既存施設（賃貸住宅なども含む）による津波緊急一時避難ビルの指定ができないことから、津波避難タワーなどの津波避難施設を整備します。

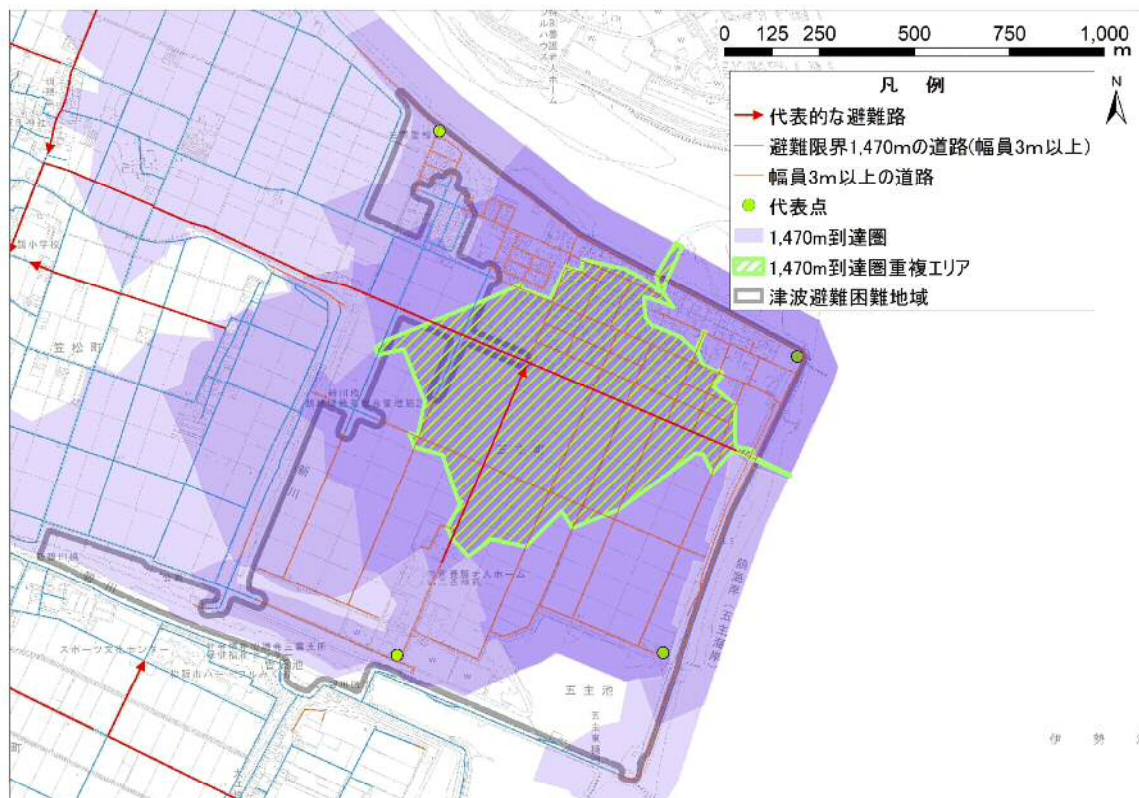
②候補エリアの検討

津波避難困難地域のうち、住宅など立地状況から実際に避難が想定されるかどうかを考慮した上で、津波避難困難地域の隅に当たるところに代表点を設置し、そこからの1,470m到達圏を紫色の範囲で示しています。

全ての代表点からの1,470m到達圏が重複するエリアは、黄緑色の枠線で示した範囲であり、これが津波避難施設整備の候補エリアとなります。候補エリア内であればどの地点であっても、それぞれの代表点への到達が可能となり、津波避難困難地域を解消することができます。

実際の候補地を検討する上では、集落の配置や代表的な避難路との接続等を考慮した上で決定します。

図 候補エリアの検討（五主町）



③収容人数の検討

平成 27 年国勢調査による 500mメッシュデータより、津波避難困難地域内の人口を想定します。人口メッシュデータと下図を見比べ、集落の位置を考慮すると、赤枠で示す人口メッシュが避難対象メッシュとなります。このうち、津波避難困難地域から外れる一部の住宅地については、メッシュ人口から除外して必要収容人口を算出しています。

図 津波避難困難地域内の居住人口（五主町）
（人口データ：平成 27 年国勢調査より）

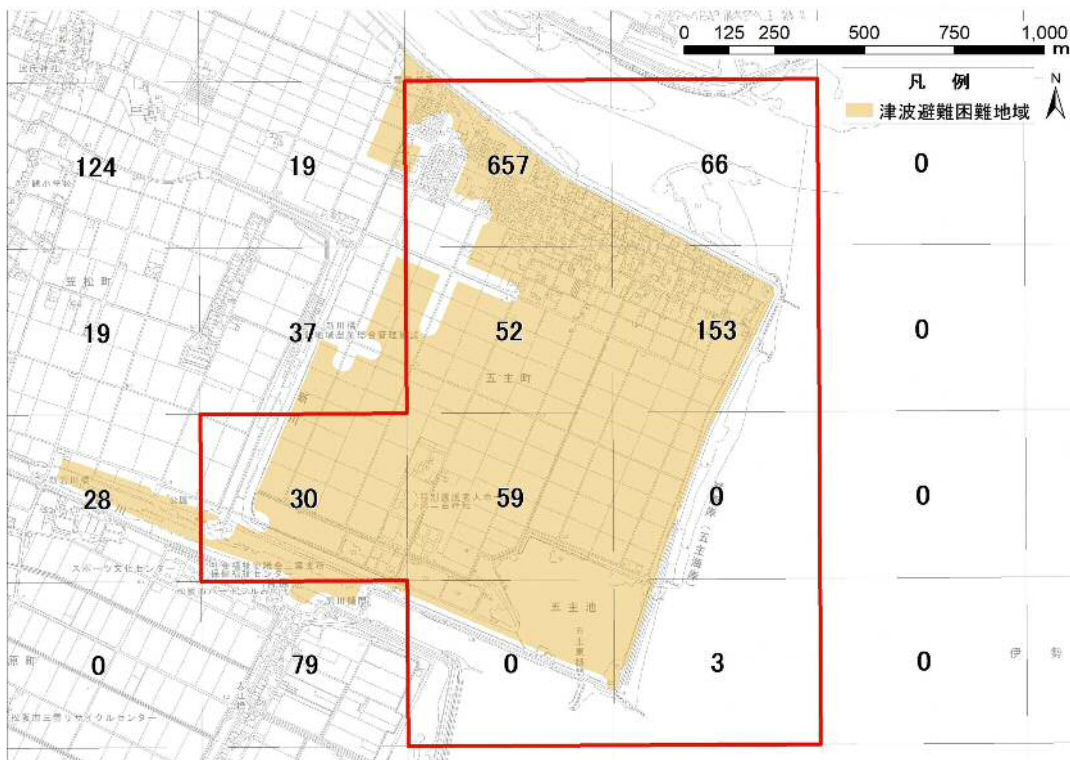


表 津波避難困難地域における必要収容人数

町名	必要収容人数
五主町	786 人

※必要収容人数は、津波避難困難地域から外れる一部の住宅地をメッシュ人口から除外しているため、図の赤枠で囲まれた人口メッシュの値の合計とは異なります。

(2) 高須町への対応

①対応方針

高須町では、既存施設（賃貸住宅なども含む）による津波緊急一時避難ビルの指定を検討したところ、「松阪浄化センター」が要件を満たしたため、平成30年3月に新たな津波緊急一時避難ビルとして指定しました。

②避難可能範囲の検証

松阪浄化センターからの避難可能範囲は下図のとおりであり、高須町に指定されていた津波避難困難地域を全てカバーすることから、津波避難困難地域の解消が可能と考えます。

図 松阪浄化センターからの避難可能範囲



③収容人数の検討

平成 27 年国勢調査による 500mメッシュデータより、津波避難困難地域内の人口を想定します。人口メッシュデータと下図を見比べ、集落の位置を考慮すると、赤枠で示す人口メッシュが避難対象メッシュとなります。

赤枠の人口メッシュの合計が 184 人であるのに対し、松阪浄化センターの収容可能人数は 250 人であることから、松阪浄化センターへの収容が可能となります。

図 津波避難困難地域内の居住人口（高須町）
（人口データ：平成 27 年国勢調査より）

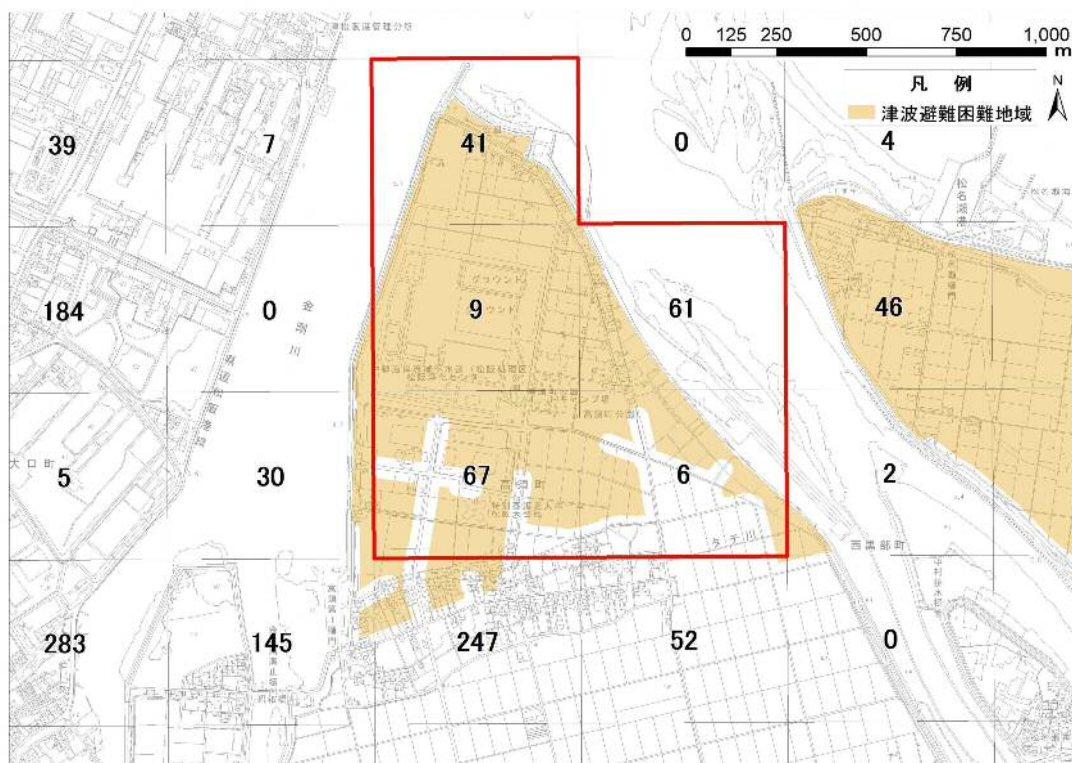


表 津波避難困難地域における必要収容人数

町名	必要収容人数	松阪浄化センター 収容可能人数
高須町	184 人	250 人

※図の赤枠で囲われた人口メッシュ以外にも津波避難困難地域内に住宅地が存在していますが、海側への避難となる点を考慮して一部除外しています。また、赤枠で囲まれた人口メッシュ内にも避難困難地域外の住宅地を含んでいることから、赤枠で囲まれた人口の合計値を必要収容人数と設定しています。

(3) 松名瀬町への対応

①対応方針

松名瀬町では、既存施設（賃貸住宅なども含む）による津波緊急一時避難ビルの指定ができないことから、津波避難タワーなどの津波避難施設を整備します。

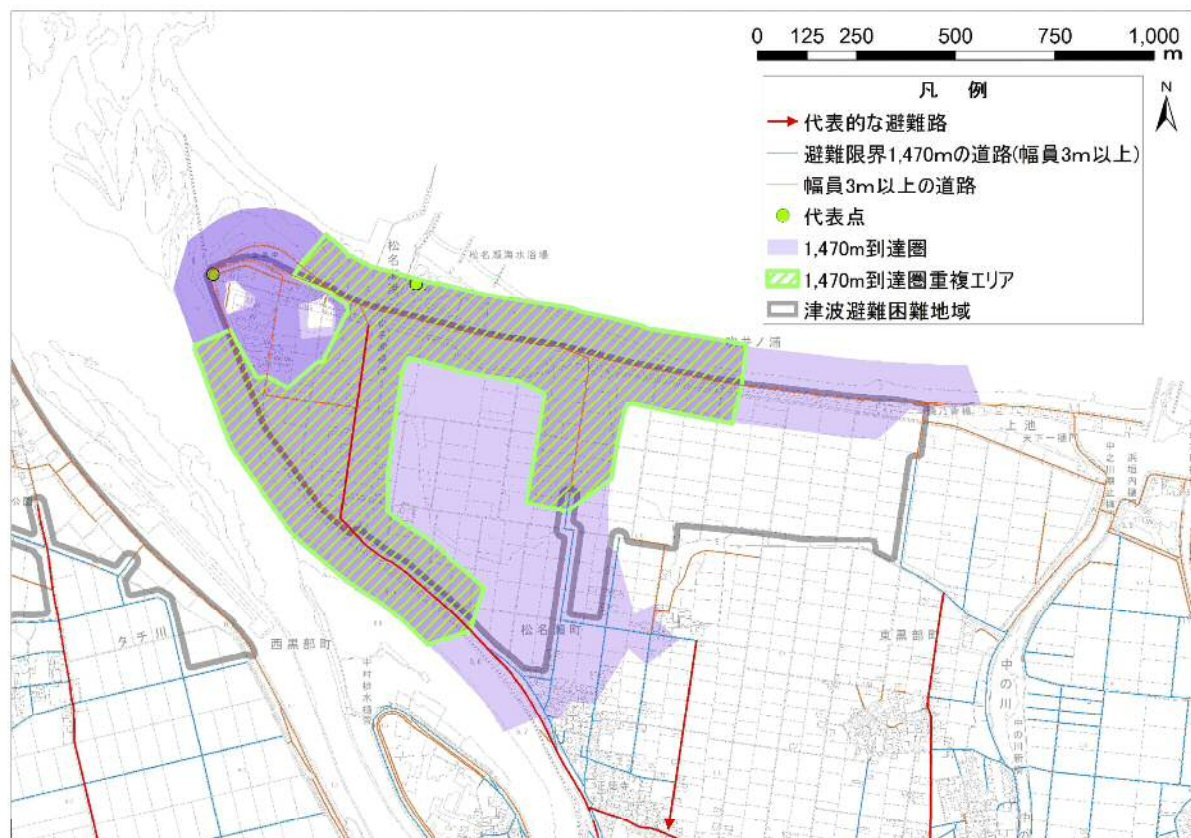
②候補エリアの検討

津波避難困難地域のうち、住宅など立地状況から実際に避難が想定されるかどうかを考慮した上で、津波避難困難地域の隅に当たるところに代表点を設置し、そこからの1,470m到達圏を紫色の範囲で示しています。

全ての代表点からの1,470m到達圏が重複するエリアは、黄緑色の枠線で示した範囲であり、これが津波避難施設整備の候補エリアとなります。候補エリア内であればどの地点であっても、それぞれの代表点への到達が可能となり、津波避難困難地域を解消することができます。

実際の候補地を検討する上では、集落の配置や代表的な避難路との接続等を考慮した上で決定します。

図 候補エリアの検討（松名瀬町）



③収容人数の検討

平成 27 年国勢調査による 500mメッシュデータより、津波避難困難地域内の人口を想定します。人口メッシュデータと下図を見比べ、集落の位置を考慮すると、赤枠で示す人口メッシュが避難対象メッシュとなります。このうち、津波避難困難地域から外れる一部の住宅地については、メッシュ人口から除外して必要収容人口を算出しています。

図 津波避難困難地域内の居住人口（松名瀬町）
（人口データ：平成 27 年国勢調査より）

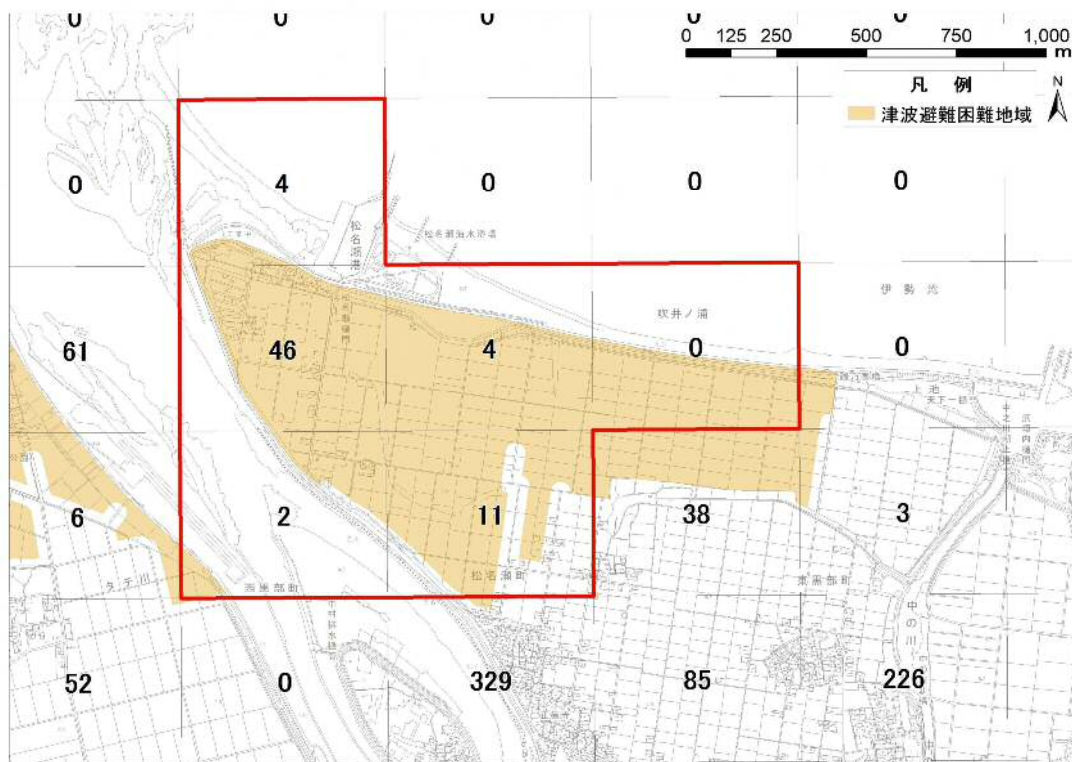


表 津波避難困難地域内の居住人口

町名	必要収容人数
松名瀬町 (一部)	59 人

※必要収容人数は、津波避難困難地域から外れる一部の住宅地をメッシュ人口から除外しているため、図の赤枠で囲まれた人口メッシュの値の合計とは異なります。

松名瀬町では、上記の居住人口に加え、松名瀬海水浴場における観光客を避難人数として考慮します。

平成25年から平成29年までの5年間のうち、観光客の多い4月から9月まで観光入込客数の合計から1日当たりの平均観光入込客数を算出します。

表 松名瀬海水浴場における観光入込客数（松阪市資料）

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平成25年	140人	480人	2,100人	9,800人	5,700人	4,200人	2,800人	2,600人	1,050人	750人	400人	320人	30,340人
平成26年	500人	420人	1,200人	3,200人	3,700人	2,800人	3,500人	2,450人	780人	420人	300人	210人	19,480人
平成27年	250人	300人	950人	2,400人	4,000人	3,000人	3,800人	4,000人	1,200人	450人	850人	140人	21,340人
平成28年	170人	80人	400人	2,800人	3,400人	2,900人	3,200人	2,050人	960人	480人	400人	320人	17,160人
平成29年	320人	300人	970人	2,300人	3,600人	4,200人	3,250人	2,180人	1,090人	780人	470人	290人	19,750人
4月～9月 観光入込客数合計				92,910人									
4月～9月 日数合計				915日									
4月～9月 日平均				102人									

表 津波避難困難地域における必要収容人数

町名	必要収容人数
松名瀬町 (一部)	161 人

※必要収容人数は、津波避難困難地域から外れる一部の住宅地をメッシュ人口から除外しているため、図の赤枠で囲まれた人口メッシュの値の合計と1日当たりの平均観光入込客数の和とは異なります。

6. 職員の初動体制

6-1. 職員の参集

(1) 参集の判断

テレビ、ラジオ、メール等により、震度や気象予警報等の災害情報や周辺の被害情報を確認・把握します。

災害状況を確認するとともに、自分の配備基準と照合し、参集判断を行います。

災害の状況が自分の配備基準（参集すべき活動体制）に該当する場合は、配備指令を待つことなく参集します。

次のような状況にあり、発災後すぐに参集できない場合は、電話又はメールで直ちに所属長へ参集できない旨及び参集の目的を伝達し、参集できる状態になり次第、参集します。なお、輻輳により伝達が困難な場合には、最寄りの公共施設への伝令や SNS により職員へ伝達するなど、あらゆる手段を用いて伝達します。

[参集できない状態]

- ア 職員自身又は家族の被災等のため。
- イ 居住地の周辺で大規模な被害が発生し、救助が必要な者を発見し、近隣住民や自治会等、救助活動にあたる者に引継ぎをするまでの間。
- ウ 傷病休暇、介護休暇、育児休業に該当し、勤務場所に参集することが困難なとき。

(2) 参集の方法

職員は災害対策に適する装備（対策本部員は防災服）により参集します。

手袋、水、食料、懐中電灯等必要な用具をできるだけ持参します。携行品等は、直ちに行動に移せるよう、普段から準備しておくようにします。

参集時の交通手段は、自転車、バイク又は徒歩が望ましく、自動車は原則使用しないこととします。

(3) 参集の場所

各職員は、各自の勤務場所に参集するものとします。

道路及び交通機関の途絶等のため各所属に赴くことができないときは、最寄りの地域振興局又は地区市民センターに参集し、その機関の長の指示に従って職務に従事します。ただし、災害対策本部員はこれに関わらず、直ちに配備に就くものとします。

津波警報又は大津波警報が発表された場合は、退避を優先し、津波浸水想定区域内の各公共施設へは参集せず、あらかじめ定められた代替拠点へ参集し、情報収集等の活動にあたります。

[津波時の代替拠点]

施設名称	津波時活動拠点
三雲地域振興局	嬉野地域振興局

(4) 参集途上での情報収集

参集時には自らの安全確保に十分に注意した上で、参集途中の周辺の被災状況等（避難状況、人的被害、建物被害、道路・ライフラインの被害・機能障害、その他の被害状況等）を把握します。

参集途上で見聞した被災状況等は、「災害概況調査票」に記録し、参集後、直ちに所属長に提出します。

本部員は各部でそれらの情報をとりまとめ、速やかに災害対策本部事務局へ報告します。

勤務場所以外の施設に参集した場合は、当該施設の責任者に報告します。

[災害概況調査票]

災 害 概 況 報 告 書	
●報告者氏名	()
●所属	(部 課)
●参集報告	
参集日時	年 月 日 時 分
●見聞情報（参集時）	
(1) 自宅付近の状況（市外の場合は不要）	
所在地： 松阪市 町	
(2) 道路の状況（通行に支障のある道路）	
(3) 建物被害の状況	
(4) 要救助者の有無	
(5) その他気付いたこと	

災害発生直後は断片的な情報しか入らないことが多く、職員の参集途上での情報は災害対応の戦略を検討する上で非常に有益なものになります。

各職員 → 所属長 → 統括部

6-2. 発災直後の緊急初動体制

(1) 緊急初動体制の立ち上げ

緊急初動体制時の災害対策本部全体の指揮命令権者は災害対策本部長（市長）とします。

市長が不在の間は、地域防災計画に定める代行順位とします。

▶代行順位

- 1 位 副本部長（永作副市長）
- 2 位 副本部長（山路副市長）
- 3 位 総務部長
- 4 位 企画振興部長

勤務時間外で上記のいずれの者も不在の場合、参集できた者のうち最上席者を長とし、本部設置までの統括責任を図ります。なお、活動中においてさらに上席の者が参集した場合には、指揮命令権者を上席の者に引き継ぐものとします。

初動期は特に本部長をはじめ、本部員が不在のため、場合によっては次長・課長級職員が指揮を執ることも想定されます。その際、その場における「指揮する者が誰なのか」が明確になるよう、紙に貼り出すなどして明示します。

指揮命令権者は次に定める優先すべき活動を速やかに行うべく、参集した職員を適宜割り振り、活動にあたらせるものとします。

▶緊急初動体制とは？

大規模な災害発生直後、特に勤務時間外は一定の職員参集が見込めない状況が想定されるため、BCP を発動するまで（又は所定の職員が揃い本部組織が本格稼働するまで）の暫定的な体制（参集できた職員による流動的な職員配置）であり、停滞することなく市として最優先にすべき災害対策業務から活動を開始します。

(2) 初動期に優先すべき活動

緊急初動体制での優先すべき活動は次のとおりとし、その場にいる職員が全員で協力して行います。

本部員（指揮命令権者を除く。）は（1）の業務に従事します。

▶初動期に優先すべき活動

(1) 本部設置準備

第1回災害対策本部会議を速やかに実施する準備に入ります。なお、本庁舎の安全が確認できない場合には代替拠点（産業振興センター）又は本庁舎駐車場で災害対策本部会議を行います。

防災関係機関との連絡調整（情報の共有化を含む）、災害対策本部設置場所の共有を図ります。

概括的な被害情報から、BCP 発動を速やかに決定判断し、本部長へ進言します。

災害救助法の早期適用のため、県へ適用要請を行います。

(2) 人命救助・救出

逃げ遅れ、負傷者の有無を確認します。救出の優先順位は人命の危険が切迫している者から救出しますが、多数の要救助者がいる場合には救出作業が容易な者を優先します。

(3) 避難指示（緊急）の発令

津波警報又は大津波警報が発表されている場合は速やかに防災行政無線又は緊急速報メール（エリアメール）を活用し、避難指示（緊急）を発令します。

勤務時間外は防災対策課職員が不在であることも想定し、多くの職員があらかじめ防災行政無線や緊急速報メールの流し方を習熟しておく必要があります。

(4) 二次災害の防止

所管施設の火気、ガラスの破損状況、柱、壁の亀裂などを確認するとともに、活動の支障となる障害物や負傷のおそれのある物を排除します。

特に、本部として使用する本庁舎（本庁舎が使えない場合には産業振興センター）や、避難所として使用する施設の点検を優先します。

庁舎各設備の安全確認、防止措置（電気、ガス、燃料室等、直接火災に繋がるようなものから優先）を行います。

出火場所、燃えているものや燃焼範囲、延焼の危険性について確認するとともに、消火器及び屋内消火栓を使用して初期消火を行い、延焼を防止します。

危険箇所については、立ち入り禁止の措置を行います。

余震に備え、危険物等の有無を確認し、安全な場所まで排除します。

(5) 情報の収集

防災関係機関（県、松阪警察署、松阪地区広域消防組合、ライフライン事業者等）、参集した職員や地区調整本部等から被害状況を収集します。

本庁舎や各関連施設の被害状況を把握します。

参集した職員を把握します。

収集した情報は地区別に整理しますが、このときは断片的な情報から被害の概括的な状況を把握します。

6-3. 職員の配備体制の基準

災害が予想される場合に被害の防除・軽減及び災害発生後の応急対策を迅速かつ的確に推進するため、以下の基準による配備体制を整えます。

[配備体制の基準]

	召集の基準	配備要員
警戒準備体制	対策本部を設置するまでには至らないが、今後の津波情報に備え、情報収集及び連絡を緊密にする必要があると認められる場合 〈地震〉 - 震度 3～4（本市内） - 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 〈津波〉 - 三重県南部に津波注意報が発表され、かつ伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき。	〈本庁〉 - 防災対策課の職員数名又は全職員 〈管内〉 - 地域振興課の防災担当職員
第一次配備体制	〈地震〉 - 震度 5 弱（本市内） - 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 - 地震による小中規模の災害が発生した場合又は災害の発生が予想される段階 〈津波〉 - 三重県南部に津波警報が発表され、かつ、伊勢・三河湾に津波注意報が発表されたとき。 - 本市に津波が来襲し、小規模の被害が生じたとき又は発生するおそれがあると災害対策本部長（市長）が判断したとき。 ※ただし、伊勢・三河湾に津波注意報発表中においても、津波到達予想時刻及び規	〈本庁〉 【災害対策本部の設置】 - 災害対策本部長 市政取締役会構成員（※各地域振興局長を除く）、消防団統括団長 - 原則として主幹級以上の職員、各地区市民センター所長等 - 防災対策課の全職員 【管内支部の設置】 - 管内支部員（局長、地域振興課長、地域住民課長、飯南・飯高環境事務所長、北部農林水産事務所長、西部農林水産事務所長、北部建設保全事務所長、西部建設保全事務所長、北部上下水道事務所長、西部水道事務所長、北部教育事務所長、西部教育事務所長、消防団方面団長）

	召集の基準	配備要員
	模等の津波情報並びに県内の市町の被害状況等により配備体制等を判断するものとする。	2 主幹級以上の職員、地域振興局及び管内各事務所所管施設（学校除く）管理者 3 地域振興課防災担当職員
第二次配備体制	〈地震〉 1 震度5強以上（本市内） 2 地震による大規模の災害が発生したとき又は災害が予想される段階 〈津波〉 1 伊勢・三河湾に津波警報が発表されたとき。 2 本市に津波が来襲し、中規模の被害が生じたとき又は発生するおそれがあると災害対策本部長（市長）が判断したとき。 ※ただし、伊勢・三河湾に津波警報発表中においても、津波到達予想時刻と規模等の津波情報及び県内の市町の被害状況等により配備体制等を判断するものとする。	〈本庁〉 1 第一次配備体制職員 2 原則として係長級以上の職員、各地区市民センター災害派遣要員等 〈管内〉 1 第一次配備体制職員 2 係長級職員 3 地域振興課全職員
第三次配備体制	〈地震〉 1 震度6弱以上（本市内） 2 地震による甚大な被害が発生した場合、また、予想される段階 〈津波〉 1 伊勢・三河湾に大津波警報が発表されたとき。 2 本市に津波が来襲し、大規模の被害が生じたとき又は被害が大規模に拡大するおそれがあると災害対策本部長（市長）が判断したとき。	〈本庁〉 1 第一、二次配備体制職員 2 原則として全職員 〈管内〉 1 第一、二次配備体制職員 2 全職員

※配備体制は、災害の発生状況の程度により予測不能のため、職員はいずれの配備招集にも対応できるよう準備すること。

※勤務時間外に市内で震度6強以上を観測し、本市域での被害が確実であると想定されるときは、職員への連絡が困難な災害の発生初期混乱状況が予想されるため、連絡の有無に関わらず自主的に活動するものとする。

6-4. 配備体制の伝達

災害用職員参集メール及び電話等により行います。

伝達すべき職員が外出又は休暇のときは、所属部の連絡網により職員に伝達します。

▶ 配備体制の伝達における注意事項

- ア 職員は、あらかじめ定められた配備体制及び担当事務を了知し、担当事務に関連した災害が発生するおそれがあるとき、又は災害の発生を察知したときは、指令がない場合においても速やかに参集し、災害業務活動に従事しなければならない。
- イ 職員は、異常天候等の場合には気象情報等に注意し、その状況により、進んで所属部長等と連絡をとり、その指揮に従うよう努めなければならない。
- ウ 配備招集を受けた職員は、最短時間内に参集するものとし、道路及び交通機関が途絶した場合の参集方法についてあらかじめ検討し、考慮しておかなければならない。

7. 避難誘導等に従事する者の安全確保

東日本大震災において、被災地の消防団は、自らも被災者であったにもかかわらず、郷土愛護の精神に基づき、水門等の閉鎖、住民等の避難誘導、救助等の活動に献身的に従事された一方で、254名の消防団員が犠牲になっています。

その教訓をもとに、「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会報告書」（消防庁，平成24年8月）の内容を踏まえ、「松阪市消防団活動・安全管理マニュアル」（松阪市消防団，平成26年8月1日）が策定されており、その中で津波到達予想時刻30分前を目途に退避を優先する「退避ルール」が定められています。

今後は消防団のみならず、地域住民においても地区津波避難計画においてそういった退避ルールを独自に設定されることが考えられますが、その周知にあたっては、東日本大震災における教訓・背景とともに、予想より津波到達時刻が早まる可能性もあることも併せて丁寧に説明をしていく必要があります。

（1）避難誘導等において前提とする考え方

津波からの避難においては自らの命を守ることが原則であり、避難誘導等を行う上での前提とします。

（2）防災事務に従事する者の安全確保

市職員、消防団員等の防災事務に従事する者が、避難対象地域内での活動が想定される場合、基本的に津波警報等の情報を入手するまでは、原則として退避を優先することとします。

(3) 地域住民の安全確保

津波浸水想定区域内における地域住民による避難誘導等の活動については、その実情や地理的特性に合わせて地区津波避難計画の中でそのルールを設定するとともに、避難支援等関係者の被災状況によっては避難支援が困難となるおそれがあることも含め、その内容について住民相互で理解が深まるよう、十分な周知に努めるものとします。

▶津波からの避難においては自らの命を守ることが原則であり、避難誘導等を行う上での前提とする。

[参考] 松阪市消防団の退避ルール

- ア 津波浸水想定区域内では、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまでは、原則として退避を優先すること。
- イ 活動する場合においては、最上級指揮者が、「津波到達予想時刻」から「津波浸水対象地域外への移動時間」を差し引いた「活動可能時間」を設定し、その時間内で活動を行うものとする。
- ウ 最上級指揮者は、活動可能時間が経過した場合には、直ちに退避命令を出すこと。
- エ 退避ルールとして、津波浸水対象地域内から対象地域外への退避（緊急移動）は、津波到達予想時刻 30 分前を目途に退避を優先する。

（引用：松阪市消防団 松阪市消防団活動・安全管理マニュアル）

8. 津波情報の収集、伝達

8-1. 気象庁から収集する津波警報・注意報、津波情報

(1) 津波警報・注意報

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表します。

予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表されます。ただし、マグニチュードが8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、予想される津波の高さは「巨大」や「高い」という言葉で発表されます。

[津波警報・注意報の種類]

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

(引用：気象庁ホームページ)

(2) 津波情報

気象庁は、津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表します。

[津波情報の種類]

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類別の表に記載）を発表します。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

(引用：気象庁ホームページ)

(3) 地震・津波に関する情報の確認及び伝達

全国瞬時警報システム（Jアラート）や気象端末、防災みえ.jp、テレビ等を通じ、発生した津波の防災気象情報の確認を行います。

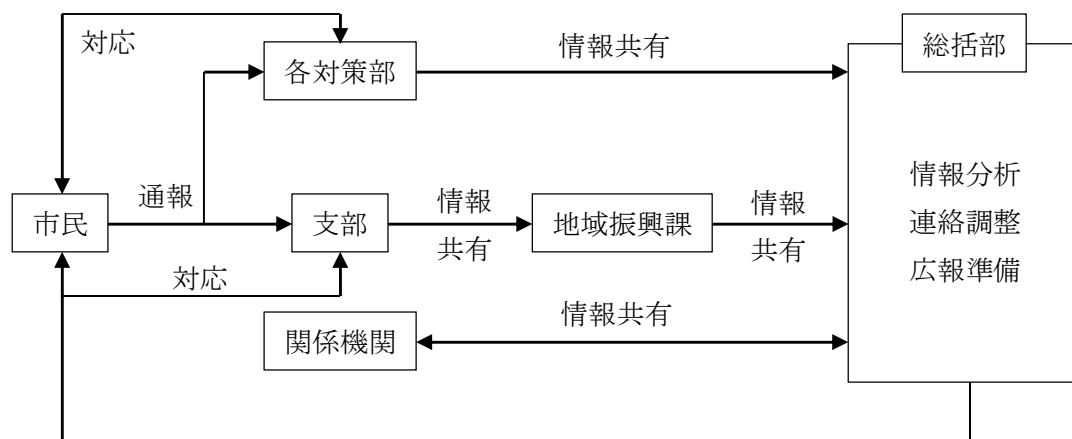
情報の伝達にあたっては何を、誰に、いつ、どのタイミングで、どのような手段をもって行うのかといった点に留意し、迅速かつ正確な情報伝達を実施します。

※Jアラートとは、弾道ミサイル情報、大津波警報、緊急地震速報等の緊急情報を、人工衛星を用いて国から送信し、市町村の防災行政無線や携帯メール等を自動起動させるもので、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステムです。

8-2. 異常現象発見時の情報伝達

災害が発生するおそれのある津波等の異常現象を発見した者は、以下のとおり関係機関に通報します。

- ア 異常現象を発見した者は、直ちに市長、警察又は海上保安庁に通報します。
- イ 各対策部は収集した情報を統括部へ伝達します。
- ウ 支部は収集した情報を地域振興課がとりまとめ、統括部へ伝達します。
- エ 上記により通報を受けた市長は、直ちに津地方気象台及び県に通報するとともに、住民に対し周知を図ります。



9. 避難指示等の発令

9-1. 避難指示等の発令基準

津波災害時、人命の危険が予測される場合には、本部長（市長）は避難対象地域の住民に対し速やかに避難指示（緊急）等を発令します。

また、遠地地震のように津波の到達が遅い場合には、津波警報等が発表される前に避難勧告を発令することがあります。

津波による避難指示（緊急）の判断基準は以下のとおりです。

なお、解除の発令は、原則として、津波警報等の解除の発表に基づき実施します。

▶避難指示（緊急）の判断基準

- ・津波注意報、津波警報又は大津波警報の発表を認知した場合、又は法令等の規定による通知を受けたとき、直ちに発令する。
- ・停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合、直ちに発令する。

ただし、津波注意報が発表された場合においては、即座に避難対象地域の居住者等に避難勧告を発令する必要性は少ないと考えられますが、海の中や海岸付近は危険な状態となるため、海水浴客、釣り客、漁業・港湾関係者等の海岸付近にいる者に対して、津波注意報の発表を知らせるとともに、海岸付近から離れるように避難勧告を発令することがあります。

※避難指示とは、被害の危険が目前に切迫している場合に発令され、勧告よりも拘束力が強く居住者等を避難のために立退かせるためのものであり、避難勧告とは居住等者がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め促す行為です。

9-2. 避難指示等の内容

避難勧告又は指示は、次の内容等を明示して行います。

- ① 避難対象地域
- ② 避難先
- ③ 避難理由
- ④ 避難経路
- ⑤ 避難時の注意事項等

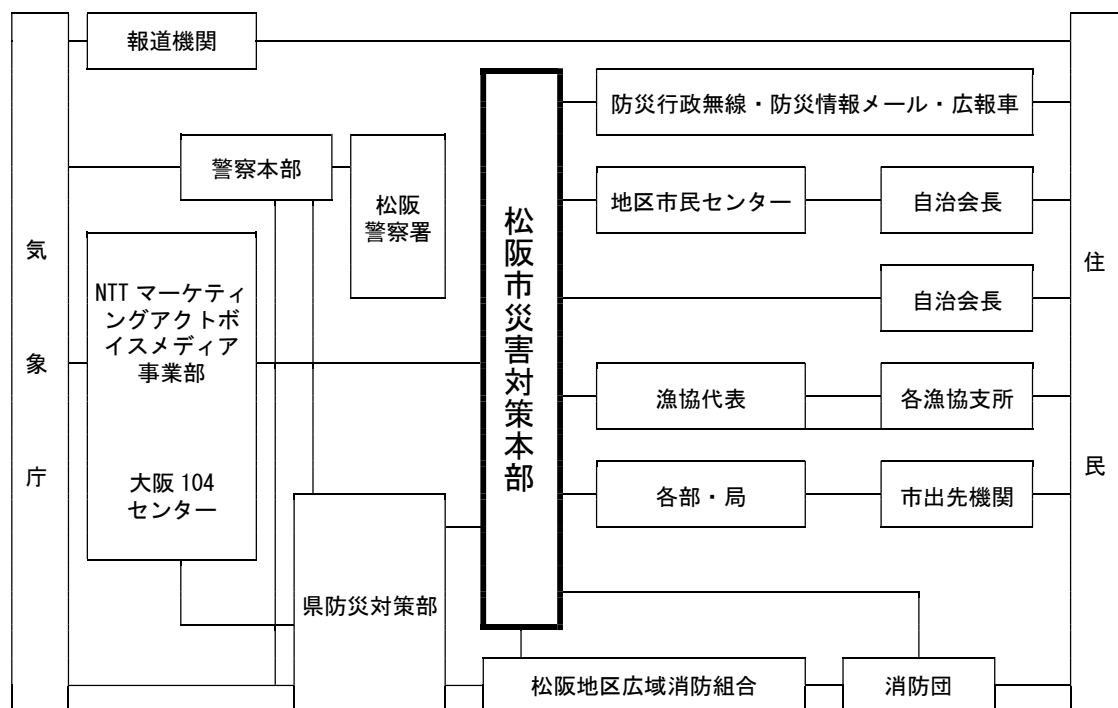
9-3. 避難指示等の伝達方法

本部長（市長）は、避難勧告又は指示（緊急）を発令したとき又はその通知を受けたときは、関係機関と協力して以下の手段により周知徹底を図ります。

- ① 防災情報メール
- ② 緊急速報メール（エリアメール）
- ③ 防災行政無線
- ④ L アラート
- ⑤ 市ホームページ
- ⑥ 行政チャンネル
- ⑦ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

9-4. 津波予報等の伝達

津波伝達系統図は以下のとおりです。



10. 津波対策の教育、啓発

津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険、本計画等について、地域の実情に応じた教育、啓発を継続的かつ計画的に実施します。

10-1. 市民等に対する防災知識の普及と意識啓発

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自主防災意識を高め、防災知識の普及を図ります。

市民への防災知識の普及は、地震発生時に想定される被害予測結果、本市における防災計画の内容等の情報を広報し、地震・津波災害の発生に対し、市民、自主防災組織、企業等が、「自分の命は自分で守る」ために平時から準備すべき点、災害発生後の行動の注意点等、高齢者や障がい者等配慮を必要とする方への助け合い等、基本的な防災知識を重点として実施します。

(1) 啓発の内容

主な津波対策の教育・啓発の内容は以下のとおりです。

項 目	内 容
①過去の津波被害記録	過去の地震・津波、高潮等による被災状況等
②津波の発生メカニズム	津波発生メカニズム、速さ、高さ、継続時間等の基礎知識
③ハザードマップ	津波浸水想定区域、緊急避難場所等を表す地図の内容及び読み方
④津波避難計画	緊急避難場所、避難路等、地区津波避難計画の策定
⑤日頃の備えの重要性	訓練参加、所在地（家庭・学校、勤務先等）ごとの緊急避難場所の確認、家庭内で家族の安否確認方法を共有、建物の耐震化、家具の耐震固定等
⑥大津波警報・津波警報、津波注意報	大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の内容と取るべき対応、留意事項等

(2) 啓発の手法

- ① 防災訓練、講演会、各種シンポジウム、出前講座等による防災知識の普及
- ② ハザードマップの作成及び活用
- ③ 災害図上訓練（DIG）による地域防災力の向上
- ④ 報道機関、テレビ・ラジオ等による防災知識の普及
- ⑤ 市ホームページを活用した防災知識の普及
- ⑥ 防災啓発冊子「災害にそなえる」の活用

図 松阪市津波ハザードマップ

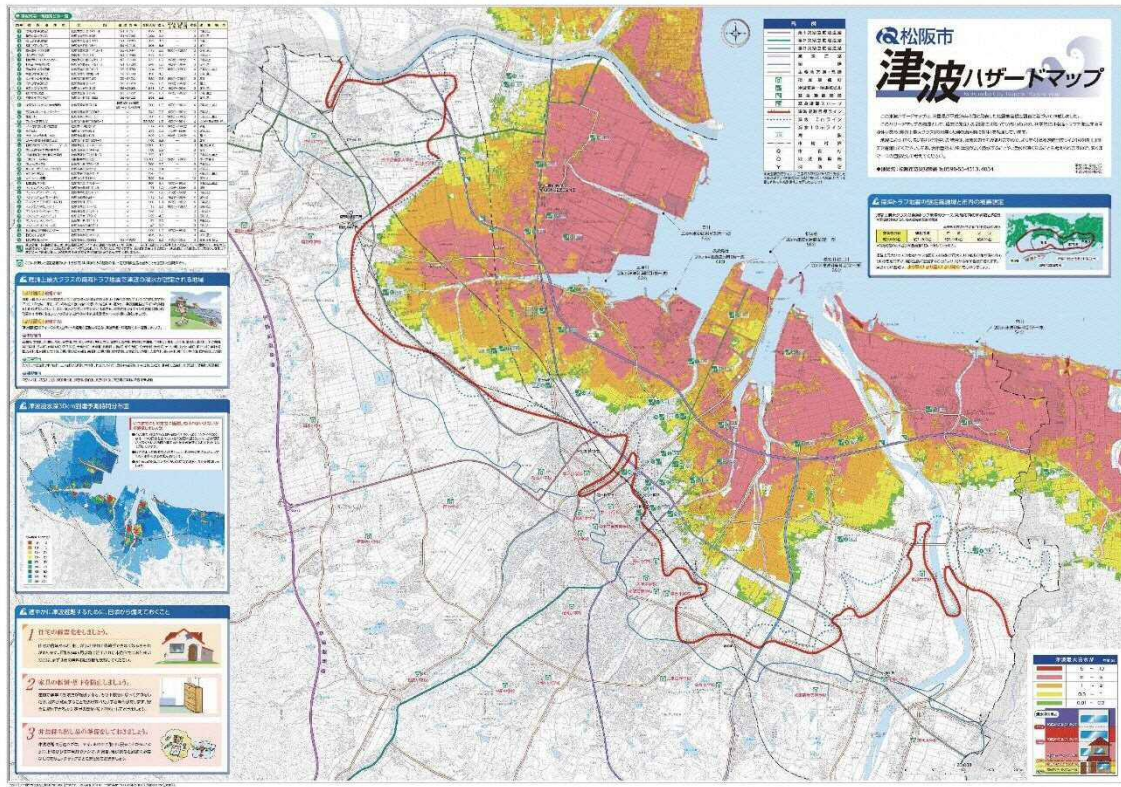


図 防災啓発冊子「災害にそなえる」

南海トラフ地震が発生したら？ (P 4～P 9)

地震……………4	液状化……………6
津波……………7	市内の被害……………8

災害に備えて今やるべきこと (P10～P18)

住宅の耐震化……………10	家具の転倒・落下・移動防止……………12
家庭での備蓄……………13	家族防災会議……………18

地震・津波のときにはどう避難したらいいの？ (P19～P24)

地震発生その瞬間……………19	発災直後……………22
津波からの避難……………23	

風水害のときにはどう避難したらいいの？ (P25～P33)

いのちを守る避難行動……………25	3つの避難情報……………27
洪水避難時の注意点……………28	洪水時の避難の目安……………29
土砂災害からの避難……………30	土砂災害の前兆……………31
土砂災害警戒判定メッシュ情報……………32	

災害時にはどこへ避難したらいいの？ (P34～P35)

災害時にどうやって情報を入手したらいいの？ (P36)

避難生活を考えよう (P37～P51)

避難所の開設・運営……………37	鍵の開錠……………41
市の備蓄……………42	トイレの問題……………44
在宅や車中泊避難……………46	
避難所で生活することが困難な方への支援……………47	
避難所での注意点……………49	

生活の再建 (P50～P53)

(3) 市民の防災学習の支援

市民らが積極的に各種の防災活動に取り組むため、住民協議会、自主防災組織等を対象にした出前講座等の開催、各種防災パンフレット等の作成を行い、防災知識の普及啓発に努めます。

(4) 要配慮者のための防災教育の推進

市民に対する防災知識の普及啓発を行う場合には、要配慮者に配慮した普及啓発に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。

(5) 防災関係機関等と連携した啓発事業の実施

市民に対して事前の防災・減災対策及び発災時の防災行動等を適切に進めるため、市防災訓練等の機会に各防災関係機関とともに啓発活動を実施します。

- ① 緊急地震速報や津波警報等の気象庁が発表する防災情報
- ② 避難勧告や避難指示（緊急）等
- ③ 地震に対する備え（住宅の耐震化や家具固定、窓ガラスの飛散防止等）
- ④ 最低3日間の家庭備蓄等
- ⑤ 災害時の家族間等の連絡手段（災害用伝言ダイヤル「171」等）
- ⑥ 共助の防災活動（救助活動への協力、要配慮者への支援等）
- ⑦ 地震保険への加入促進等
- ⑧ 災害教訓

10-2. 外国人住民に対する防災啓発

外国語版の防災パンフレットの配布や防災情報の多言語化等により、情報提供に努め、防災意識の高揚を図ります。

災害時には多言語による地震情報・安否情報・被災情報等の提供に努めます。
外国人を対象とした防災研修や訓練の実施に取り組みます。

10-3. 自主防災組織の育成支援

(1) 自主防災組織の発足

自主防災組織は、発災時にまとまった行動が迅速にとれるという点から、自治会を単位として結成することが望まれますが、世帯数の少ない自治会においては、複数の自治会が合同で組織を設置することもあります。

本市は、自主防災組織の発足を推進するとともに、発足済みの自主防災組織についてもより活動の活性化を支援します。

自主防災組織未発足の自治会に対しても、研修会等を実施することで発足を促していきます。

(2) 自主防災組織の育成

県と連携して、各種の防災研修、訓練等を通じて、地域の防災リーダーの育成を図ります。

地域の防災活動への女性の参画や、子ども会、老人会等の多様な主体の参画による地域ぐるみの防災活動の推進を図ります。

ハザードマップ等を活用した学習会を開催するとともに、実践的な図上訓練等を実施します。

(3) 自主防災組織の防災活動への支援

本市は、自主防災組織の実施する防災活動に対し助言・指導等を実施、支援するとともに、「松阪市地域防災活動推進助成金」により防災資機材の充実等を支援していきます。

11. 津波避難訓練の実施

津波発生時の円滑な避難に資するため、関係機関と協力して年1回以上、津波避難訓練を実施します。

訓練の実施にあたっては、住民組織、社会福祉施設、学校、医療施設、消防本部、消防団、水防団に加えて、漁業関係者、港湾関係者、海岸付近の観光施設・宿泊施設の管理者、ボランティア組織等の参加を得ながら、地域が一体となった防災体制を確立します。

避難訓練の実施に関するそれぞれの主体の役割は以下のとおりです。

主 体	役 割
住 民	○地域が実施する避難訓練に積極的に参加します。 ○避難訓練の際には、実際に災害が発生したことをイメージしながら、避難経路や危険な場所、安全な場所の確認を行います。また、避難に要した時間も測るようにします。
地 域	○市が作成する津波ハザードマップをもとに、緊急避難場所等の安全な場所を選定し、そこに至るまでの安全な避難経路を検討し、防災マップの作成をします。 ○あらかじめ作成した防災マップ等をもとに、安全な場所への避難訓練を実施します。 ○避難行動要支援者も訓練に参加するように支援者等に協力を求め、みんなで避難訓練を実施します。
市	○地域が主体となって実施する避難訓練について協力・支援し、関係機関への協力要請や避難行動要支援者や女性の参画を含めた多くの住民の参加を図ります。
学 校	○市立学校においては、学校の管理運営に関する規則に基づく学校警備防災計画及び消防法に基づく消防計画の定めるところにより、児童等の安全確保のための避難訓練を実施します。

〔参考〕平成 30 年度 鵜防災訓練の様子

日程：平成 30 年 9 月 24 日（月・振休）

時間：午前 8 時から午前 10 時 30 分

対象：鵜小学校区の住民

参加：176 名

主催：鵜まちづくり協議会、鵜地区津波避難計画策定全体会議

内容：第 1 部 避難訓練

- ・実際の津波発生を想定し、地域ごとに設定した避難目的地への少人数の避難を実施した。訓練には、避難行動要支援者の避難を想定し、車いすと高齢者体験キットを用いて、実際にかかる避難時間を計測した。
- ・上記以外の方は、昨年度同様、自治会単位ごとに鵜小学校体育館に避難した。

第 2 部 防災講話

- ・三重大学大学院工学研究科准教授の川口淳先生をお招きし、防災講話を実施した。
- ・防災講話のなかでは、訓練時に車いすや高齢者体験キットを用いて避難した方からその感想を発表していただき、避難行動要支援者への配慮の必要性を共有した。



12. 避難行動要支援者、観光客等の避難支援

災害対策基本法に基づき、平成 26 年度に市が作成した避難行動要支援者名簿において、避難行動要支援者数が市民の 1 割以上を占めています。このことを受け、平成 29 年度には避難行動要支援者の定義の見直しを行いました。

今後は地域と連携して避難行動要支援者支援の体制を構築し、逃げ遅れのための対策を一層充実・強化していきます。

12-1. 避難行動要支援者名簿の作成・管理

災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿を作成します。

本市及び地域支援者等は対象者の異動や状況の変化を把握した場合は、避難行動要支援者による確認のもと随時追加、修正を行い、常に内容等を適正に保つよう努めるものとしします。

平常時からこれらの名簿の利活用等が地域で適切かつ円滑に行われ、避難行動要支援者を地域で支えられるよう制度の周知啓発を強化し、仕組みづくりの構築に取り組んでいきます。

〔参考〕 避難行動要支援者名簿

要配慮者が円滑かつ迅速に避難するための対策の実施については、これまで「手上げ方式」のみによる「地域で声かけ助け合い制度」を実施してきましたが、平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定されました。

本市は、避難行動要支援者支援のための新しい登録制度を創設するために、関係各課共有方式による「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

(1) 避難行動要支援者の対象範囲

本市に在宅生活し、自力又は家族の支援だけでは避難することができない方で、支援を受けるために必要な個人情報の提供に同意し、次の要件のいずれかに該当する者となります。

▶避難行動要支援者の対象範囲

- ① 75 歳以上のひとり暮らしの方
- ② 80 歳以上の高齢者のみで構成される世帯の方
- ③ 介護保険法に規定する要介護認定において要介護 3 以上の認定を受けている方
- ④ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受け、障がい 1～2 級に該当する方（内部障がいを除く。ただし、呼吸器系は含む。）
- ⑤ 療育手帳の交付を受け、記載された障がいの程度区分のうち、A1 又は A2 の判定を受けた方
- ⑥ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受け 1 級に該当する方
- ⑦ 難病患者で特定疾患医療受給者のうち、重症患者認定を受けた方
- ⑧ 上記の要件に該当しない高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害発生時に避難情報の入手や避難の判断、避難行動を自ら行うことが困難な方で、自ら避難行動要支援者であることを申し出た方

(2) 避難支援等関係者となる者

避難支援等関係者とは、避難行動要支援者を平常時から見守り、災害時においては可能な限り情報の伝達や安否確認、避難誘導等の支援を行う者で、自治会、自主防災組織、住民協議会、地区民生委員児童委員協議会、消防団、社会福祉協議会、地域包括支援センター等とします。

(3) 避難行動要支援者名簿への登録方法

避難行動要支援者には「避難行動要支援者名簿掲載通知書」により本市の名簿に掲載されていることを通知するとともに、「あなたの情報の提供に関する同意確認書」により同意の意向を確認します。

同意の意向確認は返信用封筒を添えた上で郵送により行い、必要に応じて直接訪問する等、趣旨を理解された上で同意いただくよう努めます。

(4) 避難行動要支援者名簿へ記載する内容

避難行動要支援者名簿には、避難支援に必要な次に掲げる事項を本人及び家族の同意に基づき記載します。

- ① 避難行動要支援者情報（氏名・代理人氏名・性別・住所・生年月日・電話番号）
- ② 避難行動要支援者の要件区分
- ③ 緊急時の家族の連絡先（氏名・続柄・住所・電話番号）※可能であれば2名

(5) 避難行動要支援者名簿の適正管理

名簿の原本は本市が保管し、副本は名簿の提供を受けた者が保管します。

名簿は「松阪市個人情報保護条例」の利用の制限の例外規定に基づくものであり、本対策の目的のみに使用するものとします。

名簿の提供を受ける側の個人情報保護対策の確保が不可欠であるため、名簿の提供を受けた地域支援者及び名簿を保管する者等も個人情報保護について遵守するものとします。

本市は、避難行動要支援者名簿の外部流出、紛失や目的外使用されないよう十分なセキュリティ対策を講じるものとします。

12-2. 地域で声かけ助け合い制度の取り組み

避難行動要支援者名簿の定義に該当しない方に対しては、地域で声かけ助け合い制度の周知による支援の充実を図ります。

本制度の運用にあたっては多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとします。

地域で声かけ助け合い制度

～災害時に地域で支える要援護者避難支援～

松阪市では、災害時に自力または家族などの支援だけでは避難することが困難な高齢者、障がいのある方達（災害時要援護者）を災害から守るための避難支援制度をスタートします。

災害時要援護者の支援制度とは

1 人暮らしの高齢者や障がいのある方など災害が起きたときに手助けが必要となる方に限って、市や町に避難できる方、お住まいの地域で避難して避難支援をしていく制度です。避難先への連絡のしきり（負担）によって、少しでも災害時の被害を減らすことができます。

災害時要援護者とは

1	65歳以上のひとり暮らし又はすべての世帯員が65歳以上である世帯
2	心身に障がいのある方
3	難病者
4	その他、災害時の支援が必要であると思われる方

災害時に支援を受けるには

事前に自分自身を自分でできるという意思を持って、避難先（避難所）に両方の方々と交際するよう心掛けてください。

1 町営時に支援を受けるには、事前に災害時要援護者登録申請書（届出）を市、町、区、自治会、民生委員・児童委員等に提出して届出をいただきます。

2 避難時には、支援のために必要となる避難先（避難所）の連絡先、自治会、町、区、自治会、民生委員・児童委員等（や地域支援者）への連絡先を事前に届出をいただきます。

3 災害時要援護者登録申請書は、町、区、自治会、各町区役所等に届出をいただきます。

※ 申請したからといって、災害の状況などによっては、必ず支援を受けられるとは限りません。

地域支援者とは

1 地域支援者として一歩踏み出しお住まいの「避難所」の人です。

※ 地域支援者には、できる範囲での支援を依頼できるもので、支援活動を行うにあたり責任を持つものではありません。



（図1 図1）

松阪市 防災対策課 TEL: 0598-53-4034 FAX: 0598-22-1055 E-mail: bousaid@city.matsukani.jp

12-3. 避難行動要支援者名簿の提供

本市は、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供します。

発災時には本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように平時から周知を図ります。

12-4. 地域における避難支援体制の構築

名簿の提供を受けた避難支援等関係者は、名簿の住所表記のみでは要支援者の場所の特定が困難であることから、要支援者の居所を印した地図や個別避難計画の作成、近隣住民による防災隣組の編成など、地域の実情に合わせ、より円滑な避難が可能となるようその体制の構築に努めます。

市は、そういった体制の構築が促進されるよう、避難支援等関係者に対し助言、支援を行います。

12-5. 防災上の配慮を要する者が利用する施設の避難対策

津波浸水想定区域内にある社会福祉施設、学校、医療施設その他の防災上の配慮を要する者が利用する施設の管理者は、災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため、避難確保計画を作成し、避難訓練を実施するよう努め、本市はその指導・助言等を行います。

12-6. 外国人住民及び観光客等に対する配慮

高齢者、障がい者等の特に配慮を要する者並びに外国人住民、観光客等の「情報伝達要支援者」に対して、住民協議会、自治会、自主防災組織等地域の支援組織等と協力して情報伝達体制を構築するとともに、文字、手話、点字、外国語等による情報提供体制の推進を図ります。

観光客等が多い駅前、史跡等の周辺には、避難所誘導標示を電柱等に設置します。

避難所への誘導標識に主たる外国人住民の母国語やローマ字、絵による表示等を付け加える等、ピクトグラム（絵文字）による誘導標識の整備の促進に努めます。

通訳ボランティアが必要な場合は、県とあらかじめ協議し、県災害対策本部に対して、通訳ボランティアの派遣要請ができる体制を整えます。

通訳に関しては、本市教育委員会が雇用している外国語指導助手（ALT）及び母語スタッフの協力を求める体制を整備します。

本市は、日頃よりパンフレットの作成・配布等を行い、外国人等の情報伝達要支援者

への情報伝達・啓発に努めます。

12-7. 妊産婦及び乳幼児に対する配慮

アレルギーに配慮した食料や生活用品等の備蓄を進めます。

避難所運営にあたっては、必ず女性を検討メンバーに加え、女性特有の配慮（女性特有の物資の保管や配布方法等）、特に妊産婦や乳幼児を抱えた母親たちへの配慮や支援（つわりや授乳の対応等）が適切に行われるよう、地域への指導・助言を行います。

平時から乳幼児の安全確保等について啓発に努めます。

また、妊産婦や乳幼児は、発災後の避難行動に困難を伴う可能性があることから、平時より防災啓発に努めるとともに、必要に応じて防災情報の提供を行います。

13. 地区津波避難計画の策定にあたって

13-1. 地区津波避難計画策定の基本的な考え方

地区津波避難計画の策定にあたっては、その地域の情報を最も把握している住民の意見を取り入れ、地域の実情にあわせた計画を作り上げていく必要があります。例えば、どこを通過して、どのように安全な緊急避難場所へ避難するかをワークショップ形式で検討するなど、住民が自ら検討し、主体的に計画づくりを進めることで、より実効性の高い計画を策定します。

そこで、平成 30 年度に津波避難困難地域を含む西黒部・鵜地区をモデルとし、地区津波避難計画の策定を進めてきた成果をもとに、他の地区への水平展開を推進します。

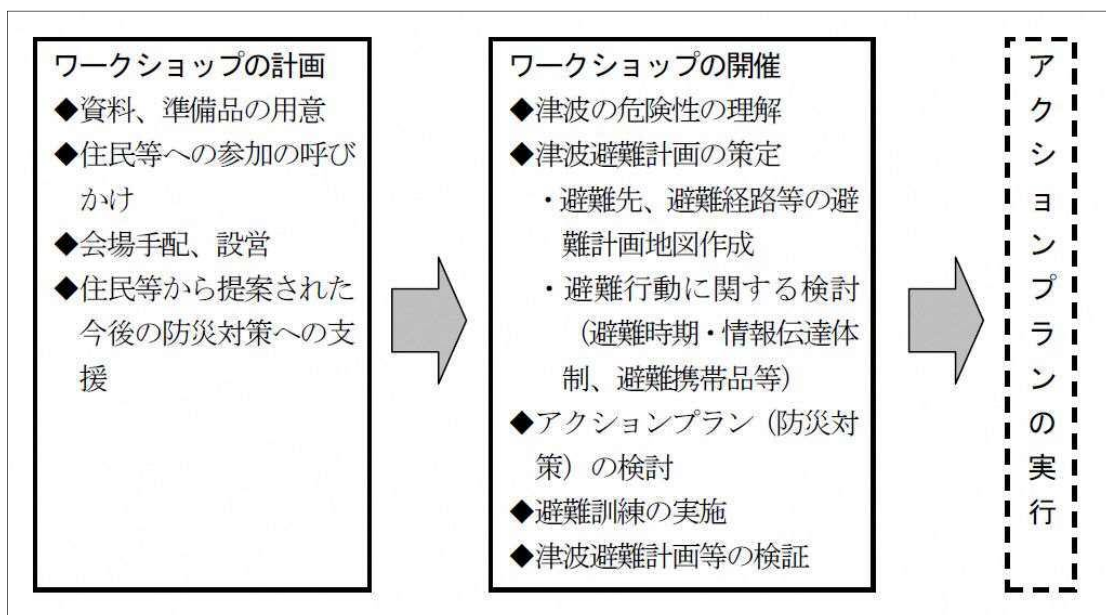
13-2. 地区津波避難計画の策定手順

地区津波避難計画の策定にあたっては、まず、住民等への参加呼びかけ等のワークショップを行う上で必要な計画を立案します。なお、ワークショップを住民協議会、自治会、町内会等どの単位で行うのかも含め、検討します。

次に、ワークショップを通じて地区津波避難計画を策定し、今後のアクションプラン（具体的な防災対策）を検討します。

その後、地域の実情に合わせて優先度が高く、かつすぐに実行できるアクションプランから順次実行していきます。

〔参考〕地区津波避難計画の策定手順



（引用：消防庁 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書）

13-3. ワークショップにおける検討事項

ワークショップで検討すべき事項は以下のとおりです。

- (1) 津波の危険性の理解を深める
→その地域の危険性を知り、地区津波避難計画を策定する目的を理解する。
- (2) 津波からいかに避難するかを考える
→いつ、どのように、どこを通過して、どこへ避難したらよいかを知る。
- (3) 避難訓練で検証する
→避難訓練を実施し、課題・問題点等をもとに避難経路や避難行動等を再度検討する。
- (4) 今後の津波対策を考えるーアクションプランの検討
→ワークショップで学んだことをどのように今後の津波避難対策に活かしていくかなどを考える。

(1) 津波の危険性の理解を深める

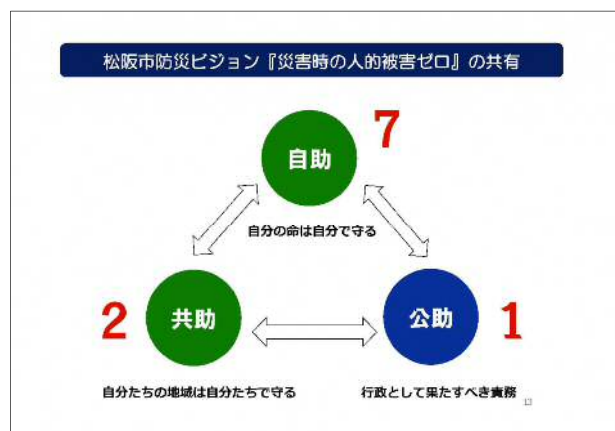
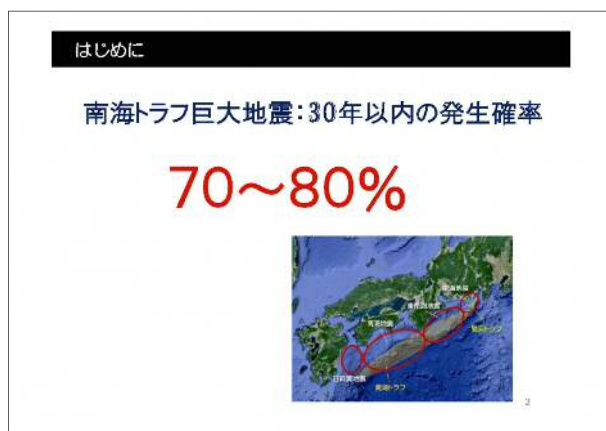
①地域の災害危険性を理解する

南海トラフ巨大地震発生時における震度分布や液状化危険度、ハザードマップによる津波浸水の状況、死傷者や建物倒壊、ライフラインに係る被害想定などを示し、自分たちの住む地域にどのような災害が想定されているのかを理解することが必要です。

②地区津波避難計画策定の目的を理解する

松阪市防災ビジョン『災害時の人的被害ゼロ』に向け、自助・共助・公助が連携して防災対策を進める必要があります。

それぞれの地域に対して、「自分たちの地域は自分たちで守る」という認識を地域で共有するとともに、災害時の対応策を地域で考えることにより、「災害時の人的被害ゼロ」を達成することを目的として、地区津波避難計画を策定します。



[参考] 西黒部地区 第1回津波避難ワークショップ（防災講演会）

日程：平成 30 年 7 月 18 日（水）

時間：午後 7 時から午後 8 時 40 分

対象：西黒部地区の住民

参加：137名

主催：西黒部地区津波避難計画策定全体会議

内容：第1部 基調講演「南海トラフ地震に備える」

- ・講師に三重大学大学院工学研究科准教授 川口淳先生をお迎えした。
- ・最悪の事態を想定し、災害に備えた対策を今から始めることが重要であり、地域で考え助け合うことの重要性や避難行動要支援者への配慮の必要性などについてご講演いただいた。

第2部 ワークショップ趣旨説明「みんなで津波避難を考える」

- ・西黒部地区における地区津波避難計画を策定するにあたり、松阪市防災対策課からワークショップの趣旨を説明し、住民への参加を呼び掛けた。
- ・松阪市の災害危険性、西黒部における自助（住民）・共助（地域）・公助（行政）の役割、今後の進め方、災害図上訓練「DIG（ディグ）」などについて説明した。



(2) 津波からいかに避難するかを考える

①情報の伝達について理解する

緊急地震速報や大津波警報、避難指示・勧告といった情報の伝達方法について、実際のサイレン音を流すなど、わかりやすく説明します。

②避難先・避難経路等を検討する（DIG）

河川や水路、鉄道や主要道路の位置など、まちの構造を理解し、公共施設や学校、消防・警察機関、医療機関、防災倉庫等のまちの防災資源を確認します。

避難を考える際には、実際に地震の揺れによるまちの被害をイメージし、被害がありそうな場所を検討します。

まちの被害を想定しつつ、より安全な緊急避難場所として、どこへ、どのような方法で、どこを通過して逃げるかについて検討し、地図上に書き込みます。

その他、津波から避難する上での課題や不安を洗い出し、それを解決するための方法について考えます。

③避難開始前にとるべき行動を考える

地震発生直後、まずは自分の身の安全を確保すること、次に2次災害を防止するために火を消す、ガスの元栓を締める、ブレーカーを落とすといったことや、避難が困難な高齢者、障がい者等への声かけ、避難の誘導や手助け等を考慮しながら、避難開始前に具体的に何をすることが必要なのかについて考えます。

④避難時の持出品を検討する

実際に避難する上で、何が必要かを考え、それらを緊急時にすぐに持ち出せるように普段からどのような準備をすべきか考えます。

あらゆる状況下での避難を想定し、何を着て避難するか、何を履いて避難するか、何を持って避難するかを検討します。

[参考] タウンウォッチングの実施について

地域ごとの津波避難計画の策定にあたっては、実際に現地を歩いて、目で見て確かめるタウンウォッチングの実施が非常に有効です。普段見慣れた風景であっても、津波避難ということを念頭に注意深く周囲を見渡せば、思わぬ発見があるものです。

そのため、タウンウォッチングにあたっては、あらかじめ設定したルートを漫然と歩くのではなく、避難経路はどこを選ぶべきか、危険な箇所はないか、避難する上での発見はないかなどを考えながら実施することが大切です。

また、タウンウォッチングによる発見と問題意識を次回のワークショップに結び付けることが重要です。

(引用：消防庁 津波避難対策推進マニュアル検討会報告書)

(3) 避難訓練で検証する

避難先及び避難経路等をもとに、津波避難訓練を実施します。自宅から指定の避難先まで、どのくらいで避難できるか時間を計測するとともに、実際に非常持出品も一緒に持参して避難します。

訓練終了後、必要に応じてアンケートを行うなど、訓練の振り返りを行います。これにより、DIGで検討した緊急避難場所や避難経路等について再度検証します。

(4) 今後の津波対策を考える－アクションプランの検討

ワークショップに地域住民の全てが参加することはなかなか難しいです。ワークショップを通じて、参加者の防災意識は徐々に高まっていますが、重要なことは参加できなかった住民にも同じように防災意識を高めていただき、当事者として計画の実現に向けて協力をしてもらうことが必要です。

そのために、ワークショップの最後の段階において、自分達がワークショップで学んだこと、課題に感じたことを「地区津波避難計画」としてまとめ、地域で共有し、今後の津波避難対策に活かしていくことが重要です。

具体的には、以下のようにアクションプランの検討を行ってもらいます。

- ① 住民自身がアクションプランを提案（今後必要だと思われる防災対策の提案）
- ② 提案されたアクションプランの整理（自助・共助・公助のそれぞれの役割を整理）

住民から提案された今後のアクションプランについては、住民自身が実現可能なものもあれば、行政が主体となって実現していくべき対策もあります。まずこれらの役割分担を明らかにした上で、今すぐにでも取り組める対策を実施していくことを目指します。

[参考] 鵜地区 第2回津波避難ワークショップ（災害図上訓練 DIG）

日程：平成 30 年 8 月 31 日（金）

時間：午後 7 時から午後 9 時

場所：鵜公民館

対象：鵜地区 五主町、星合町住民

参加：29 名

内容：災害図上訓練 DIG

第 1 レベル～まちの防災力の理解～

- ・河川や水路を水色のマーカーで塗る
- ・主要な道路（車がすれ違える程度）を茶色のマーカーで塗る。
- ・役所を黄色、学校・幼稚園を緑色、消防署・警察署を青色、医療機関を赤色、その他施設（防災倉庫など）を緑色のシールで貼る。



第 2 レベル～まちの被害をイメージ～

- ・地震の揺れにより被害がありそうな場所を赤ペンで書き込む。
- ・ブロック塀や自動販売機・老朽家屋・電柱・樹木等の倒壊、橋や道路への液状化などを書き込む。



第 3 レベル～状況下の行動～

- ・午前 4 時の状況と、その 5 分後の地震発生直後の状況と行動を考える。
- ・避難行動を想像し、避難経路を地図に書き込む。
- ・避難行動時に身に付けていたものや危険箇所を避難経路にしていないか反省する。
- ・避難上の課題と解決策を考える。



14. 計画策定の経緯等

14-1. 松阪市津波避難対策検討会委員名簿

(平成30年9月21日～)

	機関	役職等	氏名
1	三重大学大学院	准教授・ 松阪市防災アドバイザー	川口 淳
2	兵庫県立大学大学院	准教授・ 松阪市防災アドバイザー	阪本 真由美
3	松阪市消防団	統括団長	山川 良樹
4	西黒部まちづくり協議会	会長	浅井 重久
5	鵜まちづくり協議会	会長	高瀬 良弘
6	松阪市自治会連合会防災研究会	会長	水谷 勝美
7	臨海地域防災ネットワーク	会長	山本 均
8	松阪市社会福祉協議会	会長	田上 勝典
9	松阪市民生委員児童委員協議会連合会	理事	松尾 容子
10	松阪市	防災対策課長	船木 精二

14-2. 検討の経過

《松阪市津波避難対策基本方針》

平成29年 9月20日 第1回松阪市津波避難対策検討会
 平成29年11月 8日 第2回松阪市津波避難対策検討会
 平成29年12月13日 第3回松阪市津波避難対策検討会
 平成30年 1月23日 第4回松阪市津波避難対策検討会
 平成30年 2月19日 第5回松阪市津波避難対策検討会

《松阪市津波避難対策計画》

平成30年 7月31日 第6回松阪市津波避難対策検討会
 平成30年 9月21日 第7回松阪市津波避難対策検討会
 平成30年12月14日 第8回松阪市津波避難対策検討会
 平成31年 2月 4日 第9回松阪市津波避難対策検討会

